

国の行政機関における障害者  
への配慮等に関する実態調査

結果報告書

平成 29 年 4 月

北海道管区行政評価局

## 前 書 き

国の行政機関が入居する庁舎等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることとされているほか、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成 20 年 3 月 28 日付けバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）においても、窓口までの経路、障害者や高齢者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペースの整備等を推進することとされている。

さらに、最近では、国の行政機関等については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、障害者の社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供が義務付けられているほか、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされているなど、障害者への配慮等に関する法制度が整備されているところである。また、官公庁施設など多数の者が利用する施設の管理者は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている中、厚生労働省では、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、公共施設の建物内禁煙の義務化が検討されているなど、受動喫煙防止対策を取り巻く環境も変化しつつある。

バリアフリー法施行から本年が 10 年目に当たる中、こうした新たな法制度の整備等も踏まえ、国の行政機関については、障害者等が行政サービスを利用するに際し、より一層の安全性・利便性を確保することが求められるとともに、障害者等の支援の観点から、自ら率先して配慮に取り組むことが求められる状況となっている。

本調査は、国の行政機関における障害者への配慮等を一層推進する観点から、①障害者就労施設等からの物品等の調達状況、②障害者差別解消法に基づく障害者への合理的配慮等の取組状況、③庁舎のバリアフリー化の実施状況等について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	3
1	障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進	3
2	障害者への配慮等の推進（ソフト面）	30
3	障害者への配慮等の推進（ハード面（庁舎のバリアフリー化））	53
4	その他	
	(1) 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の推進	74
	(2) 受動喫煙防止対策の推進	89

## 目 次

### 1 障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進

表1-① 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」の国会における趣旨説明	12
表1-② 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）〈抜粋〉	13
表1-③ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）〈抜粋〉	14
表1-④ 会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）〈抜粋〉	15
表1-⑤ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）〈抜粋〉	16
表1-⑥ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）〈抜粋〉	18
表1-⑦ 平成28年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）〈抜粋〉	20
表1-⑧ 「基本方針」と各省の「調達方針」との相関	21
表1-⑨ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績（調査対象機関別の件数・金額）	22
表1-⑩ 調達件数別の機関数（平成25～27年度合計分）	23
表1-⑪ 調査対象機関における調達目標の達成状況（平成25～27年度）	24
表1-⑫ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績（調達案件の種別・品目別の件数・金額）	25
表1-⑬ 調査対象機関における調達実績等（平成25～27年度合計分）	26
事例1-① 障害者就労施設等に関する情報の収集・把握を行っていない例（4機関）	27
事例1-② 障害者就労施設等から着実に調達できる手段を採っている例（10機関）	28

## 2 障害者への配慮等の推進（ソフト面）

表2-① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）〈抜粋〉	37
表2-② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）〈抜粋〉	38
表2-③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）〈抜粋〉	39
表2-④ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年3月31日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）〈抜粋〉	40
表2-⑤ 身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）〈抜粋〉	41
表2-⑥ 厚生労働省がホームページにおいて公表している身体障害者補助犬に関する啓発ステッカーの例	42
表2-⑦ 対応要領の周知状況	43
表2-⑧ 職員に対する研修の実施状況及びマニュアル等の活用状況	44
表2-⑨ 対応要領の周知状況及び研修の実施状況	45
事例2-① 適切な研修資料について本府省から指示、提供がなかったため、職員への研修を実施していないもの（4機関4事例）	46
事例2-② 平成28年度内に実施予定であるが、研修方法、内容の詳細について検討中であったとして職員への研修を実施していないもの（1機関1事例）	47
事例2-③ 本府省から提供された資料による研修を実施するとともに外部から有識者を講師として招請し、講演による研修を行っているもの（1機関1事例）	47
事例2-④ 自機関で内閣府や地方公共団体がホームページ上で公表している障害者への適切な対応等について収集し、マニュアル等の一環として活用しているもの（1機関1事例）	48
表2-⑩ 合理的配慮等の取組状況	49
表2-⑪ 相談窓口の整備及び対外周知の提供状況	50

表 2 - ⑫	庁舎のバリアフリー化情報の提供状況（総括表）	51
表 2 - ⑬	バリアフリー化情報の提供状況	52

### 3 障害者への配慮等の推進（ハード面（庁舎のバリアフリー化））

表 3 - ①	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）〈抜粋〉	57
表 3 - ②	「特定建築物」及び「特別特定建築物」の範囲	58
表 3 - ③	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成 20 年 3 月 28 日付けバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定） 〈抜粋〉	59
表 3 - ④	官庁施設のバリアフリー化に関する主な基準等の概要	59
表 3 - ⑤	前回指摘事項に対する改善措置状況	62
事例 3 - ① - a ~ e	当局が指摘した事項についての対応方針や改善計画について 人事異動時に適切な事務引継ぎが行われていないため、改善措置を講じなかったもの等	63
事例 3 - ② - a・b	改善が進んでいる機関の取組状況	72
事例 3 - ③	バリアフリー化に関する自主点検の取組状況	73

### 4 その他

#### (1) 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の推進

表 4 - (1) - ①	「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年 9 月 21 日改正）〈抜粋〉	78
表 4 - (1) - ②	「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416001 号、薬食発 0416001 号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）〈抜粋〉	78
表 4 - (1) - ③	AED の適切な管理等の実施に係る Q & A（平成 16 年 4 月 16	

日付け) <抜粋>……………	79
表 4 - (1) - ④ 「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」 (平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知) <抜粋>……………	80
表 4 - (1) - ⑤ 「AED の適正配置に関するガイドライン」 (平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団) <抜粋>……………	81
表 4 - (1) - ⑥ 「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について」 (注意喚起及び関係団体への周知依頼) (平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416001 号、薬食発 0416001 号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知) <抜粋>……………	82
表 4 - (1) - ⑦ 調査対象機関における 26 年度実地調査結果に対する改善状況	83
事例表ア 日常点検等の実施状況に関する事例 (5 機関 5 事例) ……	84
事例表イ 職員に対する講習の実施状況に関する事例 (4 機関 4 事例) ……	87

## (2) 受動喫煙防止対策の推進

表 4 - (2) - ① 健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号) <抜粋>……………	92
表 4 - (2) - ② たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (平成 17 年 2 月発効) <抜粋>……………	92
表 4 - (2) - ③ たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン (平成 19 年 7 月採択) (たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第 8 条の実施のためのガイドライン) <抜粋>……………	92
表 4 - (2) - ④ 「受動喫煙防止対策について」 (平成 22 年 2 月 25 日付け健発 0225 第 2 号厚生労働省健康局長通知) <抜粋>……………	93
表 4 - (2) - ⑤ 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書 概要 (平成 28 年 8 月) <抜粋>……………	94
表 4 - (2) - ⑥ 平成 29 年 3 月 1 日受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループ資料……………	95
事例 4 - (2) - ① 敷地内禁煙の取組事例……………	96
事例 4 - (2) - ② 建物内禁煙の取組事例……………	97

表 4 - (2) - ア - ① 敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施していない理由（複数回 答）	97
表 4 - (2) - ア - ② 国の庁舎についての受動喫煙に関する主な苦情（要旨）（平 成 25 年 4 月～28 年 11 月）	97
表 4 - (2) - ア - ③ 人事院等が実施した建物内禁煙の実施状況に係る調査結 果	98
表 4 - (2) - イ - ① 「職場における喫煙対策に関する指針について（通知）」（平 成 15 年 7 月 10 日付け勤職 - 223 人事院事務総局勤務条件局 長通知）	98
表 4 - (2) - イ - ② 職員の禁煙をサポートする取組	99

## 第1 調査の目的等

### 1 目的

この調査は、国の行政機関における障害者への配慮等を一層推進する観点から、①障害者就労施設等からの物品等の調達状況、②障害者差別解消法に基づく障害者への合理的配慮等の取組状況、③庁舎のバリアフリー化の実施状況等について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

当局においてこれまでに実施した障害者への配慮等に関連する「国の行政機関の庁舎における安全性・利便性の確保等に関する実態調査」（平成24年12月公表）や「国の行政機関における自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等に関する調査」（平成27年4月公表）において来訪者が多いと考えられること等から実地調査対象とした機関のほか、調査対象施策に係る以下の60機関を今回の調査対象機関としている。

北海道管区行政評価局（3機関：本局、函館行政評価分室、旭川行政評価分室）

北海道総合通信局（1機関）

札幌高等検察庁（1機関）

札幌法務局（4機関：本局、南出張所、白石出張所、西出張所）

函館地方法務局（1機関）

旭川地方法務局（1機関）

釧路地方法務局（2機関：本局、帯広支局）

札幌入国管理局（1機関）

北海道財務局（5機関：本局、函館財務事務所、旭川財務事務所、釧路財務事務所、小樽出張所）

函館税関（1機関）

札幌国税局（8機関：本局、札幌北税務署、札幌西税務署、函館税務署、旭川東税務署、釧路税務署、室蘭税務署、苫小牧税務署）

北海道厚生局（1機関）

北海道労働局（12機関：本局、札幌公共職業安定所、札幌東公共職業安定所、函館公共職業安定所、旭川公共職業安定所、釧路公共職業安定所、北見公共職業安定所、苫小牧公共職業安定所、札幌東労働基準監督署、函館労働基準監督署、旭川労働基準監督署、釧路労働基準監督署）

北海道農政事務所（1機関）

北海道森林管理局（4機関：本局、函館事務所、旭川事務所、根釧西部森林管理署）

北海道経済産業局（1機関）

北海道開発局（3機関：本局、札幌開発建設部、国営滝野すずらん丘陵公園事務所）

北海道運輸局（6機関：本局、札幌運輸支局、函館運輸支局、旭川運輸支局、釧路運輸支局、北見運輸支局）

札幌管区气象台（2機関：本局、函館地方气象台）

北海道地方環境事務所（2機関：本局、釧路自然環境事務所）

### 3 調査担当部局

北海道管区行政評価局第二部第一評価監視官

### 4 実施時期

平成28年12月～29年3月

## 第2 調査結果

### 1 障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b>            (関係法令の整備)</p> <p>障害者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、そのためには、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）等に基づく障害者への職業紹介、事業主に対する障害者の雇用義務等の就業機会の確保に係る対策に加え、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められている。特に、経済活動の主体として、大きな位置を占め、他の主体にも大きな影響力を有する国や地方公共団体等の果たす役割は大きく、自ら率先して障害者が就労する施設等から物品や役務を調達し、これを呼び水として国全体における需要を増進していくことが重要となっている。</p> <p>しかしながら、国や地方公共団体が物品等を調達する場合、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等に基づき競争契約によることが原則とされ、随意契約は例外とされており、一般事業者比べて競争力の弱い障害者が就労する施設等では、競争契約によって国等と契約を締結することが難しい状況となっている。</p> <p>このため、平成 25 年 4 月、国や地方公共団体等による障害者就労施設等（注）からの物品及び役務の調達の推進等に関する必要な措置を規定することにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資することを目的として、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「優先調達法」という。）が施行された。</p> <p>（注） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 14 項に規定する、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、就労に係る知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業所等をいう。</p> <p>優先調達法では、上記の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する必要な措置として、以下について規定されている。</p> <p>（国の責務）</p> <p>優先調達法第 3 条の規定に基づき、国は、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととされている。</p> <p>（基本方針の策定）</p> <p>優先調達法第 5 条の規定に基づき、国は、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、物品等の調達の推進に関する基本方針を策定することとされており、これを受け、平成 25 年 4 月には、「障害者就</p>	<p>表 1-①</p> <p>表 1-②</p> <p>表 1-③</p> <p>表 1-④</p> <p>表 1-⑤</p> <p>表 1-⑥</p>

労施設等からの物品等の調達に関する基本方針」（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が閣議決定されている。

基本方針では、障害者就労施設等からの優先調達を推進するため、国は、次のような取組を行うよう規定されている。

- ① 随意契約によることができる場合について規定した会計法第 29 条の 3 第 5 項に基づく随意契約の活用
- ② 随意契約で複数者から見積書を徴取する場合に障害者就労施設等を 1 者以上含めて徴取
- ③ 地方支分部局等において使用する物品等について当該地域周辺に所在する障害者就労施設等からの調達の促進
- ④ 障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるような目標の設定
- ⑤ 調達の仕様を必要十分なものとするなど障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないような配慮
- ⑥ 国等の発注者と障害者就労施設等との間で物品等の調達を仲介する共同受注窓口の活用
- ⑦ 調達に関する情報等についてホームページ掲載等による障害者就労施設等への提供 等  
(調達方針の作成)

優先調達法第 6 条の規定に基づき、各府省の長は、毎年度、基本方針に即して、i) 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標、ii) 前記 i) の調達目標を達成するための取組事項など調達の推進に関する事項について定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成することとされている。

各府省の調達方針は、基本方針を踏まえ、ほぼ同内容となっており、優先調達法を所管する厚生労働省の調達方針では、前年度の実績を上回ることを調達目標としている。また、この調達方針では、調達目標を達成するための取組事項として、i) 会計法第 29 条の 3 第 5 項の規定を受け、随意契約によることができる場合として、慈善のため設立した救済施設からの物件買入れ、役務の提供等を受ける場合について規定する予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 16 号の 2 の活用、ii) 地域における障害者就労施設等に関する情報を収集し、調達可能な物品等を検討することによる地方支分部局等が所在する地域周辺の障害者就労施設等からの受注機会の増大、iii) 本省による調達の現状分析、各調達担当部局に対する実績向上のための有益情報の提供、改善策の指示など調達目標の管理等について定められ、基本方針に規定された事項が具体化されている。

以上のとおり、優先調達法の施行に伴い、国の行政機関については、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するという観点から、民間部門を含む国全体として障害者就労施設等からの物品等の調達を推進していくための中心的役割を担っている。このため、会計法の原則である競争による調達を踏まえつつも、

表 1-⑦

表 1-⑧

こうした競争によっては調達に難しい障害者就労施設等の事情を考慮して、優先調達法第3条に基づき、優先的に障害者就労施設等から調達するための取組をより積極的に進めることが求められている。具体的には、i) 物品等の調達に当たり、障害者就労施設等に対して競争入札等に係る情報の積極的な提供、ii) 複数者から見積書を徴取して見積り合わせを実施する場合に障害者就労施設等を1者以上含めるなどして、施設等の競争への参加の機会を確保することのほか、iii) 随意契約を積極的に活用することなどの取組を通じて、障害者就労施設等からの調達を着実に推進していくことが重要となっている。

### 【調査結果】

今回、当局が調査対象とした60機関のうち、契約担当官等を配置しているなど物品等の調達の権限を有する27機関について、優先調達法が施行された平成25年度から27年度までの間における障害者就労施設等からの物品等の調達状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

#### (1) 障害者就労施設等からの調達実績

調査対象とした27機関における調達件数・金額、調達案件の種別・品目、調達の方法等について調査した結果は、以下のとおりである。

##### ア 調達件数・金額

平成25年度から27年度までの間における27機関の障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、17機関(63.0%)において合わせて129件(金額で1,473万2,168円。1件当たり平均11万4,203円)となっている。その一方で、3年度間に調達実績が全くない機関が北海道総合通信局等10機関(37.0%)みられた。

表1-⑨

調達実績がある17機関のうち、北海道財務局等7機関では、毎年度、調達実績を上げている。調達実績がある1機関当たりの調達件数をみると、平均7.6件となっているものの、このうち一桁の調達件数となっている機関が10機関みられた。

表1-⑩

##### イ 調達目標の達成状況

優先調達法第6条第2項の規定に基づき、各府省の長は、調達方針の中で調達目標を定めることとされており、各府省の調達目標の内容は全て前年度の実績を上回ることとされている。調査対象とした27機関について、平成25年度から27年度までの間における調達目標の達成状況を調査したところ、毎年度、目標達成しているものは北海道財務局等3機関(11.1%)にとどまっており、目標達成していない年度があるものが北海道管区行政評価局等14機関(51.9%)、調達実績が全くないことから一度も目標達成していないものが北海道総合通

表1-⑪

<p>信局等 10 機関(37.0%)となっており、優先調達が十分には進展していない状況となっている。</p>	
<p>ウ 調達案件の種別・品目</p> <p>上記アの調達実績について、物品・役務の種別でみると、物品については 34 件 (26.4%) で 98 万 2,727 円 (6.7%) となっており、役務については 95 件 (73.6%) で 1,374 万 9,441 円 (93.3%) となっている。</p> <p>これをさらに、品目別(注)にみると、件数では、「印刷」(役務、56 件、43.4%) が最も多く、次いで切手などの「その他の物品」(物品、18 件、14.0%) が多くなっている。金額でみると、「印刷」(役務、705 万 4,512 円、47.9%) が最も高く、次いで「清掃・施設管理」(役務、613 万 6,835 円、41.7%) が高くなっている。このうち、最も金額の高い調達案件は、庁舎清掃(役務)の 209 万 4,630 円(札幌高等検察庁)、次いで印刷の 113 万 275 円(北海道財務局)、庁舎清掃の 80 万 3,520 円(北海道労働局)となっており、最も金額の低い調達案件は、事務用罫紙購入(物品)の 600 円(北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所)となっている。</p> <p>(注) 優先調達法第 7 条及び基本方針の 4 (3)②に基づき、厚生労働大臣が各府省等における調達実績の概要を取りまとめて公表する際に用いる品目の分類による。</p>	<p>表 1 - ⑫</p>
<p>エ 調達方法</p> <p>上記アの調達実績について、調達方法別でみると、全 129 件のうち、126 件 (97.7%) については、予決令第 99 条各号の規定に基づき、例えば 160 万円以下の物品購入の場合などのように予定価格が少額であることなどを理由として随意契約により調達されており、残り 3 件 (2.3%) については一般競争入札により調達されている(いずれも札幌高等検察庁の庁舎清掃案件)。</p> <p>なお、一般競争入札により調達している札幌高等検察庁は、予定価格が少額で予決令第 99 条各号の規定に基づき随意契約によることができる場合であっても、競争性の確保等の観点から、原則として一般競争契約で調達しており、上記の一般競争入札による 3 件のうち、2 件については随意契約によることも可能な少額調達案件となっている。</p> <p>また、これら札幌高等検察庁の庁舎清掃に係る案件を除き、今回調査対象とした全 27 機関がこれまでに実施した一般競争入札又は指名競争入札においては、障害者就労施設等が入札した実績はなく、全てが随意契約によるものとなっている。</p> <p>これは、競争入札により調達する案件は、通常、予決令第 99 条各号に定める随意契約によることができる予定価格を超える比較的規模の大きなものであることに対して、障害者就労施設等からの調達については、次のような原因があることによるものと考えられる。</p> <p>① 随意契約によることができる予定価格を超えるような工事やパソコン等</p>	<p>表 1 - ④ (再掲)</p>

<p>の機器等の調達案件に対応できる障害者就労施設等がほぼないこと</p> <p>② 障害者就労施設等に対応可能な調達案件として印刷や消耗品等が挙げられるが、競争入札に係るような大規模な数量の調達案件については、障害者就労施設等において必要量を確保することや納期への対応が難しいこと</p> <p>③ 競争入札において価格競争を行う場合、障害者就労施設等は一般事業者に比べて競争力が弱いとみられること 等</p> <p>このように障害者就労施設等から物品等を調達しようとする場合には、事実上、随意契約によらざるを得ないような状況となっている。</p> <p>オ 調査対象機関における調達の状況</p> <p>調達実績がある 17 機関の中には、障害者就労施設等に関する情報収集を積極的に行い、新たな案件について調達可能性を検討するとともに、施設等のみによる見積り合わせや 1 者随意契約の調達方法を採用などにより、毎年度、着実に調達実績を上げているものなどがみられた（北海道財務局等 10 機関）。</p> <p>その一方で、i) 障害者就労施設等に関する情報収集を行っていないために施設等から見積書を徴取しておらず、調達実績がないもの、ii) 障害者就労施設等に関する情報収集は行っているものの、調達の可能性を検討するために必要な程度の情報把握にまで至っていないため、施設等から見積書を徴取しておらず、調達実績がないもの、iii) 調達実績はあるものの、障害者就労施設等から見積りを徴取の上、一般事業者を含む複数者での見積り合わせを行い、施設等が最低価格の見積書を提出した結果として調達に至っているものなど、調達実績の有無にかかわらず、着実に調達実績を上げるための取組として必ずしも十分となっていないものがみられた（北海道総合通信局等 17 機関）。</p> <p>優先調達法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等からの調達を着実に推進するためには、調達を行う各機関において、次の対応を採る必要があると考えられる。</p> <p>① 周辺にどのような障害者就労施設等が存在し、それら施設等からどのような品目を、どのような条件で（金額、納期等）調達することが可能かといった情報の収集・把握</p> <p>② ①の把握情報に基づき、毎年度実施する様々な調達案件の中から、障害者就労施設等から調達する候補となる案件の整理、選定</p> <p>③ ②により選定した候補案件について、例えば、複数の障害者就労施設等から見積書を徴取し、それらの施設等のみによる見積り合わせを行うことや、予決令第 99 条第 16 号の 2 等に基づく施設等との 1 者随意契約を行うなど、障害者就労施設等から着実に調達できる方法の採用</p> <p>そこで、今回、調査対象とした 27 機関について、上記①から③までの取組状況を調査した結果、以下の項目(2)及び(3)のような状況がみられた。</p>	<p>表 1-⑬</p>
--	--------------

## (2) 障害者就労施設等に関する情報の収集・把握状況

調査対象とした 27 機関について、見積書の徴取など随意契約により調達するために必要となる障害者就労施設等に関する情報の収集・把握状況を調査したところ、次のようなものがみられた。

### ① 情報の収集・把握を行っていないもの

情報の収集・活用方法について整理ができていないこと、一般競争契約を原則的な調達方法としており、障害者就労施設等からしか調達できないような物品等もないことなどを理由として、情報の収集・把握を行っておらず、把握している情報に基づく障害者就労施設等からの見積書の徴取実績がないもの（北海道総合通信局等 4 機関、14.8%）。

### ② 情報の収集・把握が不十分となっているもの

障害者就労施設等に関する情報収集・把握を行っている 23 機関のうち、6 機関では、施設等の名称、所在地、連絡先、主な取扱業務等が整理されている厚生労働省ホームページの掲載情報「都道府県別障害者施設一覧」等を使って情報収集を行っている。しかし、当該ホームページ上の情報のみでは、発注者側が必要とする仕様や納期に対応できるか否かについて把握できず、個々の施設等に電話等で確認しなければならないことから、これらの機関では体制的にその余裕がないことなどを理由として、調達可能性を検討するために必要とする情報の把握にまでは至っていない。このため、施設等から見積書を徴取することができず、調達実績がないもの（札幌法務局等 6 機関、22.2%）。

なお、障害者就労施設等に関する情報収集の方法として、上記②のようにホームページ等を利用するなど自ら情報収集する方法のほか、国等の発注者と障害者就労施設等との間で物品等の調達を仲介する業務を行う共同受注窓口を活用する方法もある。そこで、上記①及び②の情報の収集・把握が未実施又は不十分となっている 10 機関について、共同受注窓口の活用状況を調査したところ、いずれもその存在を認識していない、又は認識していても活用したことがない状況となっていた。

一方、調達実績を上げている 17 機関では、情報収集としてできることは既に実施しているという認識があるため、調達案件の全てについて施設等からの調達可能性を検討し、見積書の徴取を行うというのではなく、クリーニングや封筒印刷など過去に障害者就労施設等からの調達実績があった品目を中心に、見積書の徴取実績がある施設等から再び見積書を徴取するという方法を基本とするなどしている。このため、過去に調達実績がある品目以外については、新たに調達を拡大していくことが難しい状況となっている。

このような状況の中、i) 調達実績がない機関にとっては、調達案件や調達先となる障害者就労施設等を検討する際に、ii) 調達実績がある機関にとっては、新たな調達案件や調達先となる施設等を検討する際に、他の機関においてどのような調達案件をどの施設等から調達を実施しているかといった調達情報を得る

表 1 - ⑬（再掲）

事例 1 - ①

表 1 - ⑬（再掲）

<p>ことが有益なものになると考えられるが、調査対象とした 27 機関の中では、北海道開発局を除き、他の機関における調達情報を収集・把握しているものはみられなかった。</p> <p>また、本省から他の機関の調達情報が提供されているものが、函館税関等 9 機関(33.3%)みられた。しかしながら、これらの調達情報は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部を除いては、道外の同一省内の他部局における調達情報が中心となっており、道内にある他省の情報はほぼ含まれていない。運送費等を考慮すると、道外の障害者就労施設等の情報については、十分に活用することができず、新たな調達に結び付くことが難しい状況となっている。</p> <p>以上を踏まえると、障害者就労施設等からの調達を推進するために、施設等に関する情報の収集・把握を充実する観点から、各機関において次の取組を進めることが効果的であると考えられる。</p> <p>① 情報の収集・把握を行っていない又は不十分となっている機関については、調達候補先として具体的な障害者就労施設等の情報を把握するため、情報の収集方法を整理するなどして積極的に情報収集を行うこと。その際には、厚生労働省のホームページ等を使って自ら検索するという方法のほか、共同受注窓口への照会や、近隣の他の機関における調達情報の活用を行うこと。</p> <p>② また、施設等の情報の収集・把握を行い、調達実績を上げている機関についても、新たな調達案件や調達先となる施設等の情報を把握し、さらに調達を推進するため、上記①と同様、他の機関における調達情報を活用すること。</p>	<p>表 1 - ⑬ (再掲)</p>
<p><b>(3) 障害者就労施設等からの着実な調達方法</b></p> <p>調達実績がある 17 機関について、その調達方法を調査したところ、次のようなものがみられた。</p> <p>① 見積書を徴取した障害者就労施設等から着実に調達できる方法を採用しているもの</p> <p>i) 障害者就労施設等に関する情報収集を積極的に行うなどして、複数の障害者就労施設等から見積書を徴取し、施設等のみによる見積り合わせを行っているものや、ii) 予決令第 99 条第 16 号の 2 等の規定に基づき、施設等と 1 者随意契約しているものなど、見積書を徴取した施設等から着実に調達できる方法を採用しているもの (北海道財務局等 10 機関、58.8%)。</p> <p>② 一般事業者と障害者就労施設等との間の競争により調達しているもの</p> <p>競争による調達を原則としている会計法令と、障害者就労施設等から優先的に調達するという優先調達法との適用関係の整理について本省等から示されていないことなどから、従前からの会計法令に基づき、一般事業者を含めて見積り合わせを行い、随意契約により調達している。この方法では、施設等が最低価格の見積書を提出した場合に限った調達実績となり、一般事業者が最低価格の見積書を提出した場合には調達実績にならない (北海道管区行政評価局等</p>	<p>表 1 - ⑬ (再掲)</p> <p>事例 1 - ②</p>

7機関、41.2%)。

なお、これら機関では、障害者就労施設等が複数ある場合には、施設等のみによる見積り合わせを行うことにより会計法令の原則である競争性を確保することはできるが、現時点で、複数の施設等の情報は有していないため、実施できていない。また、本省が作成する調達方針において、予決令第99条第16号の2(慈善のため設立した救済施設からの随意契約による物品等の調達)の活用について示されているが、どういう場合にどういう方法で適用することが可能かといった同規定の適用要件・方法が本省等から示されていないため、実際には適用することは難しいとしている。

上記②の機関の調達方法は、基本方針を踏まえたものであり、施設等からの受注機会の増大に資するものではあるが、一般事業者との価格競争の結果に基づくものであり、前記第2の1の「制度の概要等」の項目にも記載のとおり、一般事業者と比べて競争力の弱い障害者就労施設等の存立を援助しようとする優先調達法第3条及び予決令第99条第16号の2の規定の趣旨からみて、上記①の機関の調達方法に比して施設等から着実に調達する上で劣る面がある。このため、まだ調達実績がない機関も含め、情報収集を行った上で見積書を徴取した障害者就労施設等から、予算の適正な使用に留意しつつ、着実に調達することができる方法を採用することも重要と考えられる。

#### (4) 調達目標の管理状況

上記項目(1)のとおり、各府省の調達方針に定められた調達目標について、調査対象とした27機関のうち、毎年度、調達目標を達成しているものは3機関に過ぎない状況となっているが、調達方針に基づき調達実績の向上を図るために行うこととされている有益な情報提供を本省から十分には受けておらず、また、実績が上がっていないことについて本省から改善策の指示等を受けたことがある機関もない状況となっている。

また、上記(2)及び(3)のとおり、障害者就労施設等に関する情報収集・把握を行い、調達実績を上げている機関においても、現状以上の情報を得ることができず、過去に調達実績のある案件以上に調達の幅を拡大できない状況にあるが、i)本省等から周辺に所在する他省の調達情報など新たな調達案件の確保に有益な情報の提供がなく、ii)見積書を徴取した障害者就労施設等から着実に調達する手段についても本省等から示されずに現場の判断に任されている等により、調達方針で定められた目標達成に向けた取組を行うことが難しい状態となっている。

さらに、現在は単に前年度実績を上回るという目標を掲げ、全体としてどの程度の調達実績が必要で、その実績確保のために各機関で具体的にどの程度の実績を上げる必要があるといった数値目標が示されておらず、かつ、調達実績がなくとも本省からの改善指導等がないという状況であることから、現地の調達機関において優先調達へのインセンティブが働きにくい状況となっている。

表1-⑦(再掲)

表1-⑪(再掲)

このように、各府省の調達方針において調達目標を設定し、これを達成しているようにするためには、例えば、i) 優先調達に向けたインセンティブを働かせるため、国全体として必要となる調達実績に基づく各機関の具体的な調達目標の設定、ii) 各機関間での調達情報の共有化といった情報把握の充実策や、着実に調達できる調達方法の導入、iii) 本省による目標管理の徹底などが課題と考えられる。

#### 【所見】

したがって、関係行政機関は、優先調達法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する観点から、以下の措置を講じる必要がある。

- ① 厚生労働省や地方公共団体のホームページ等の情報を参考とするほか、共同受注窓口の活用、調達先や調達品目など障害者就労施設等からの調達に係る情報を各行政機関で共有することなどにより、障害者就労施設等に関する更なる情報把握の充実を図ること。(北海道総合通信局、北海道管区行政評価局、札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、札幌入国管理局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道厚生局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、北海道地方環境事務所)
- ② 障害者就労施設等からの見積書の徴取を効果的に行うため、①により把握した障害者就労施設等に関する情報に基づき、どのような調達案件について障害者就労施設等から重点的に調達するかといった調達候補案件の選定方針、考え方を整理すること。(同上)
- ③ ②の選定方針、考え方に基づき、障害者就労施設等から見積書を徴取した調達案件について、例えば、障害者就労施設等のみによる見積り合わせや、予決令第99条第16号の2の規定に基づく障害者就労施設等との1者随意契約など障害者就労施設等から着実に調達できる方法を検討すること。(同上)

表1-① 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案」の国会における趣旨説明

○ 参議院厚生労働委員会（平成24年6月19日）議事録〈抜粋〉

○委員長（小林正夫君） 次に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案を議題といたします。提出者衆議院厚生労働委員長池田元久君から趣旨説明を聴取いたします。池田元久君。

○衆議院議員（池田元久君） ただいま議題となりました国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

障害者の方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて積極的な対策を図っていくことに加えて、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められています。

このような観点から、これまでも障害者就労施設等への仕事の発注に関し、民間企業を始め国や地方公共団体において様々な配慮が行われてきております。しかし、国や地方公共団体が物品やサービスの購入を行う際には、競争入札による契約が原則であり、随意契約は例外とされております。このため、民間企業に比べて競争力の弱い障害者就労施設等では、競争入札によって国や地方公共団体との契約を締結することが大変厳しい状況となっております。

本案は、このような状況を踏まえ、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりです。

（以下略）

（注） 下線は当局が付した。

表1-② 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

（求人の開拓等）

第九条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対して当該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。

（求人条件等）

第十条 公共職業安定所は、障害者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、身体的又は精神的な条件その他の求人の条件について指導するものとする。

2 公共職業安定所は、障害者について職業紹介を行う場合において、求人者から求めがあるときは、その有する当該障害者の職業能力に関する資料を提供するものとする。

（職業指導等）

第十一条 公共職業安定所は、障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を提供し、障害者に適応した職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

2 （略）

（注） 下線は当局が付した。

表 1－③ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）＜抜粋＞

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、国及び独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項 を定めるものである。

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

雇用・就業は、障害者の自立の促進のための重要な柱 であることから、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図ることが極めて重要 である。

その際、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（法第 2 条第 5 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）（以下「国等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が果たす役割は極めて大きい。国等及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進することが重要 である。この基本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条（職業相談等）及び第 19 条（雇用の促進等）の趣旨にも合致するものである。

(注) 下線は当局が付した。

表1-④ 会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

<抜粋>

○ 会計法（昭和22年法律第35号）

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の 契約を締結する場合 においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより 競争に付さなければならない。

2 (略)

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る 予定価格が少額である場合その他政令で定める場合 においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合 は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造 をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れ るとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないもの をするとき。

八～十六 (略)

十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

十七～二十五 (略)

（見積書の徴取）

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から 見積書を徴さなければならない。

（注） 下線は当局が付した。

表1-⑤ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）〈抜粋〉

<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、<u>国</u>、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、<u>国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、<u>障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。</u></u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。</p> <p>2 この法律において「<u>障害者就労施設</u>」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設</p> <p>三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第三十七条第二項に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの</p> <p>3 この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。</p> <p>4 この法律において「<u>障害者就労施設等</u>」とは、<u>障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体</u>をいう。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>(国及び独立行政法人等の責務)</p> <p>第三条 <u>国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。</u></p> <p>(障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針)</p> <p>第五条 <u>国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</u></p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>
---

- 一 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向
- 二 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項
- 三 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項
- 四 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

3～5 (略)

(障害者就労施設等が供給する物品等の 調達方針)

第六条 各省各庁の長 及び独立行政法人等の長(当該独立行政法人等が特殊法人である場合には、その代表者。以下同じ。)は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該年度における障害者就労施設等からの 物品等の調達の目標
- 二 その他障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進に関する事項

3 (略)

4 各省各庁の長 及び独立行政法人等の長は、第一項の 方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表 等)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

2 (略)

(厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請)

第八条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(公契約における障害者の就業を促進するための措置等)

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの(以下「公契約」という。)について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

表1-⑥ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）〈抜粋〉

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

国等は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。例えば、物品においては庁用品、各種記念品、食料品・弁当等、役務においては印刷、クリーニング、清掃、会議の議事録作成、ホームページ管理等が国等において 実績として調達されているところであり、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行うとともに、これまで調達の実績のない物品等の調達についても検討する ものとする。

(2) 調達に当たり留意すべき点

物品等の調達に当たっては、(1)に掲げる基本的考え方のほか、以下の点にも留意するものとする。

① 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づく随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努める ものとする。

② 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとする とともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定 するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意 するものとする。

③ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に 配慮した納期の設定等 に努めるものとする。

④ 地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図る よう努めるものとする。

(3) その他

国等は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う 共同受注窓口 について、障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱う ものとする。

3. 障害者就労施設等に対する国等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

国等は、透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 一般競争契約等による調達に関する情報 及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供するよう努める ものとする。
- ② 調達計画の策定が可能な物品等の調達については、当該計画を積極的に定め、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ③ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

#### 4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

##### (2) 調達方針の作成における留意事項

##### ② 目標設定

調達方針の目標設定に当たっては、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定 するものとする。

##### (4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

法第 10 条の規定に基づき、国等は、公契約について、障害者の就業を促進するために 必要な措置 を講ずるよう努めるものとされている。

具体的な措置については、同条に例示するもののほか、例えば、以下に掲げるもの が挙げられる。

- ① 競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数（以下単に「法定雇用障害者数」という。）以上の障害者を雇用している事業主であるか又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者であるかについて申告を行わせ、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していない事業主又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していない者に対して適切な機関を教示する等障害者の就業の促進に関して理解を求める こと。
- ② 随意契約 において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 6 の規定に基づき、2 人以上の者から見積書を徴する場合 には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は 障害者就労施設等を 1 人以上含めて徴するよう努める こと。
- ③ 随意契約 において、見積書を徴することを省略する場合 には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は 障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努める こと。

(注) 下線は当局が付した。

表1-⑦ 平成28年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針（調達方針）＜抜粋＞

<p>1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標</p> <p>障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の <u>物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。</u></p> <p>また、<u>引き続き好事例等を省内全てに周知徹底すること等により、更なる目標値の引き上げを図る。</u></p> <p>2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項</p> <p>厚生労働省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。</p> <p>(2) <u>随意契約の活用等</u></p> <p>物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、<u>法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。</u></p> <p>また、<u>競争参加資格を定めるに当たっては、</u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等 <u>障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制</p> <p>障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。</p> <p>なお、<u>推進本部において</u>は、1の <u>目標達成に向けて、各調達担当部局が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。</u></p> <p>(4) 地方支分部局等における調達の推進</p> <p>地方支分部局及び施設等機関（以下、「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、<u>例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。</u></p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表 1-⑧ 「基本方針」と各省の「調達方針」との相関

取組事項	基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）	調達方針（平成 28 年度厚生労働省の例）
	2 調達の推進に関する基本的事項	
随意契約の活用	○ 会計法第 29 条の 3 第 5 項に基づく随意契約により調達を行う場合、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮	○ 予決令第 99 条第 16 号の 2 を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど優先調達を推進
調達仕様での配慮	○ 調達の仕様等は必要十分かつ明確なものとする、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正なものに設定、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、競争への参加の機会の確保に留意 ○ 障害者就労施設等に配慮した納期設定	
情報収集、調達可能性の検討	○ 地方支分部局で使用する物品等は付近の障害者就労施設等からの調達を促進	○ 地域の障害者就労施設等に関する情報を収集し、施設等から調達可能な物品等を検討
共同受注窓口の活用	○ 共同受注窓口を使った調達も障害者就労施設等からの調達に準じて取扱い	
	3 調達に関する情報提供に関する基本的事項	
情報提供	○ 一般競争契約等による調達に関する情報をホームページ掲載等により障害者就労施設等に提供	
	4 その他重要事項	
目標の設定	○ 調達実績額が前年度を上回るなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるような目標設定	○ 物品等の種別毎に前年度実績を上回ることを目標に設定、目標達成のため好事例の省内周知 ○ 本省による、調達担当部局ごとの目標管理、調達の現状分析、有益情報の提供、必要な改善策の指示
競争参加資格の制限	○ 競争参加者のうち、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していない事業者又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していない者に対する適切な教示	○ 競争参加資格を定める際、法定雇用障害者数以上の雇用、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者などに制限
見積書の徴取	○ 予決令第 99 条の 6 に基づき、2 者以上から見積書を徴取する場合、障害者就労施設等を 1 者以上含める ○ 随意契約において見積書の徴取を省略する場合、障害者就労施設等を優先して契約の相手とする	

(注) 基本方針及び厚生労働省の 28 年度調達方針に基づき、当局が作成した。

表 1 - ⑨ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績（調査対象機関別の件数・金額）

（単位：件、円）

調査対象機関	平成 25 年度		26 年度		27 年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道総合通信局	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道管区行政評価局	2	22,050	0	0	0	0	2	22,050
札幌法務局	0	0	0	0	0	0	0	0
函館地方法務局	0	0	0	0	1	53,222	1	53,222
旭川地方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路地方法務局	0	0	0	0	1	4,104	1	4,104
札幌入国管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌高等検察庁	2	954,660	0	0	2	2,822,339	4	3,776,999
北海道財務局	1	35,700	5	409,188	7	1,947,197	13	2,392,085
函館財務事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川財務事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路財務事務所	1	3,250	2	140,800	0	0	3	144,050
小樽出張所	0	0	0	0	0	0	0	0
函館税関	0	0	2	19,096	1	13,122	3	32,218
札幌国税局	4	136,435	9	1,110,138	8	383,399	21	1,629,972
北海道厚生局	2	55,860	4	210,924	4	213,124	10	479,908
北海道労働局	5	780,959	7	989,167	1	803,520	13	2,573,646
北海道農政事務所	1	6,037	3	298,717	0	0	4	304,754
北海道森林管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
根釧西部森林管理署	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道経済産業局	5	96,547	5	741,150	8	635,904	18	1,473,601
北海道開発局	0	0	5	760,104	5	322,207	10	1,082,311
札幌開発建設部	0	0	2	265,587	4	80,964	6	346,551
北海道運輸局	4	126,347	5	146,480	3	45,977	12	318,804
札幌管区气象台	2	33,264	2	27,933	1	27,346	5	88,543
北海道地方環境事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路自然環境事務所	0	0	1	600	2	8,750	3	9,350
計	29	2,251,109	52	5,119,884	48	7,361,175	129	14,732,168

（注） 当局の調査結果による。

表 1－⑩ 調達件数別の機関数（平成 25～27 年度合計分）

調達件数 (件)	1	2	3	4	5	6	10	12	13	18	21
機関数	2	1	3	2	1	1	2	1	2	1	1
(機関)	10						7				

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、調査対象期間としている平成 25 年度から 27 年度までの間において、障害者就労施設等からの調達実績があった 17 機関について、調達件数の計の別に機関数を整理したものである。

表 1-⑪ 調査対象機関における調達目標の達成状況（平成 25～27 年度）

調査対象機関	目標達成の有無			本省の情報提供の有無
	平成 25 年度	26 年度	27 年度	
北海道総合通信局	×	×	×	×
北海道管区行政評価局	○	×	×	×
札幌法務局	×	×	×	×
函館地方法務局	×	×	○	×
旭川地方法務局	×	×	×	×
釧路地方法務局	×	×	○	×
札幌入国管理局	×	×	×	×
札幌高等検察庁	○	×	○	×
北海道財務局	○	○	○	×
函館財務事務所	×	×	×	×
旭川財務事務所	×	×	×	×
釧路財務事務所	○	○	×	×
小樽出張所	×	×	×	×
函館税関	×	○	×	○
札幌国税局	○	○	×	○
北海道厚生局	○	○	○	○
北海道労働局	○	○	×	○
北海道農政事務所	○	○	×	×
北海道森林管理局	×	×	×	×
根釧西部森林管理署	×	×	×	×
北海道経済産業局	○	○	○	○
北海道開発局	×	○	×	○
札幌開発建設部	×	○	○	○
北海道運輸局	○	○	×	○
札幌管区气象台	○	×	×	○
北海道地方環境事務所	×	×	×	×
釧路自然環境事務所	×	○	○	×

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「目標達成の有無」欄の○印は調達目標を達成しているもの、×印は達成していないものを示す。

3 「本省の情報提供の有無」欄の○印は本省から他の機関における調達情報など有益な情報の提供があるもの、×印はそれがないものを示す。

4 北海道開発局及び同局札幌開発建設部では、目標達成は省全体でとらえることとしているため、便宜上、当局において前年度実績を比較し記載したものである。

表 1-⑫ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績（調達案件の種別・品目別の件数・金額）

種別	品目	平成 25 年度	26 年度	27 年度	合計
物品	事務用品・書籍	1 件	4 件	6 件	11 件
		31,500 円	141,540 円	197,512 円	370,552 円
	食料品・飲料品	0 件	0 件	1 件	1 件
		0 円	0 円	53,222 円	53,222 円
	小物雑貨	3 件	1 件	0 件	4 件
		17,560 円	244,419 円	0 円	261,979 円
	その他の物品	2 件	10 件	6 件	18 件
		19,250 円	238,724 円	39,000 円	296,974 円
	小計	6 件	15 件	13 件	34 件
		68,310 円	624,683 円	289,734 円	982,727 円
役務	印刷	10 件	23 件	23 件	56 件
		272,632 円	3,478,310 円	3,303,570 円	7,054,512 円
	クリーニング	5 件	8 件	4 件	17 件
		61,004 円	78,403 円	45,760 円	185,167 円
	清掃・施設管理	3 件	1 件	4 件	8 件
		1,710,184 円	792,792 円	3,633,859 円	6,136,835 円
	情報処理・テープ起 こし	0 件	0 件	0 件	0 件
		0 円	0 円	0 円	0 円
	飲食店等の運営	0 件	0 件	0 件	0 件
		0 円	0 円	0 円	0 円
その他のサービス・ 役務	5 件	5 件	4 件	14 件	
	138,979 円	145,696 円	88,252 円	372,927 円	
小計	23 件	37 件	35 件	95 件	
	2,182,799 円	4,495,201 円	7,071,441 円	13,749,441 円	
合計	29 件	52 件	48 件	129 件	
	2,251,109 円	5,119,884 円	7,361,175 円	14,732,168 円	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「物品」欄の「その他の物品」は、切手、収入印紙等である。

3 「役務」欄の「その他のサービス・役務」は、研修会場の賃借、賞状等筆耕等である。

表 1-⑬ 調査対象機関における調達実績等（平成 25～27 年度合計分）

分類	調査対象機関	調達実績の有無	調達件数(件)	調達金額(円)	調達年度	情報把握の有無	見積書の徴取の有無	着実な調達的手段	共同受注窓口の活用	本省の情報提供
②	北海道総合通信局	×	—	—	—	×	×	—	×	×
④	北海道管区行政評価局	○	2	22,050	25	○	○	×	○	×
③	札幌法務局	×	—	—	—	○	×	—	×	×
④	函館地方法務局	○	1	53,222	27	○	○	×	×	×
③	旭川地方法務局	×	—	—	—	○	×	—	×	×
①	釧路地方法務局	○	1	4,104	27	○	○	○	×	×
③	札幌入国管理局	×	—	—	—	○	×	—	×	×
④	札幌高等検察庁	○	4	3,776,999	25・27	○	○	×	×	×
①	北海道財務局	○	13	2,392,085	25・26・27	○	○	○	×	×
③	函館財務事務所	×	—	—	—	○	×	—	×	×
③	旭川財務事務所	×	—	—	—	○	×	—	×	×
①	釧路財務事務所	○	3	144,050	25・26	○	○	○	×	×
③	小樽出張所	×	—	—	—	○	×	—	×	×
④	函館税関	○	3	32,218	26・27	○	○	×	×	○
①	札幌国税局	○	21	1,629,972	25・26・27	○	○	○	○	○
①	北海道厚生局	○	10	479,908	25・26・27	○	○	○	○	○
①	北海道労働局	○	13	2,573,646	25・26・27	○	○	○	○	○
④	北海道農政事務所	○	4	304,754	25・26	○	○	×	×	×
②	北海道森林管理局	×	—	—	—	×	×	—	×	×
②	根釧西部森林管理署	×	—	—	—	×	×	—	×	×
①	北海道経済産業局	○	18	1,473,601	25・26・27	○	○	○	○	○
①	北海道開発局	○	10	1,082,311	26・27	○	○	○	○	○
①	札幌開発建設部	○	6	346,551	26・27	○	○	○	○	○
④	北海道運輸局	○	12	318,804	25・26・27	○	○	×	○	○
④	札幌管区气象台	○	5	88,543	25・26・27	○	○	×	×	○
②	北海道地方環境事務所	×	—	—	—	×	×	—	×	×
①	釧路自然環境事務所	○	3	9,350	26・27	○	○	○	×	×
—	整理	○17、×10	129	14,732,168	—	○23、×4	○17、×10	○10、×7	○8、×19	○9、×18

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「調達実績の有無」欄の○印は実績のあるもの、×印はないものを示す。「調達年度」欄の数値は調達実績のある年度の数値を示す。「情報把握の有無」欄の○印は障害者就労施設等に関する情報を把握しているもの、×印は把握していないものを示す。「見積書の徴取の有無」欄の○印は把握している障害者就労施設等の情報に基づいて見積書を徴取しているもの、×印はそうでないものを示す。「着実な調達的手段」欄の○印は調達実績があるものについて、障害者就労施設等のみによる見積り合わせを実施するなど施設等から着実に調達する手段によるもの、×印はそうした手段によらないものを示す。「共同受注窓口の活用」欄の○印は活用しているもの、×印は活用していないものを示す。「本省の情報提供」欄の○印は本省から他の機関における調達情報など有益な情報提供があるもの、×印はそれがないものを示す。

3 「分類」欄の①は情報把握し着実な調達手段により調達実績を上げているもの、②は情報把握せず実績がないもの、③は情報把握が不十分で見積書を徴取できず実績がないもの、④は調達実績はあるが着実な調達手段によるものでないものを指す。

事例 1-① 障害者就労施設等に関する情報の収集・把握を行っていない例（4 機関）

調査対象機関名	情報の収集・把握を行っていない理由等
北海道総合通信局	○ 障害者就労施設等に関する情報の収集方法や収集した情報の活用方法について整理ができていなかったため、情報の収集・把握を行っていない。
北海道森林管理局 同局根釧西部森林管理署	○ 一般競争入札を原則的な調達方式としている中、障害者就労施設等からしか調達できないような調達案件はなく、一般競争入札で全て調達可能であるため、随意契約を行うための障害者就労施設等に関する情報を把握する必要がなく、情報が未把握となっている。
北海道地方環境事務所	○ 以前、障害者就労施設等の情報について厚生労働省のホームページを参照したところ、施設等における取扱品目は菓子や弁当などの食品が中心となっており、同事務所で必要とする調達案件に対応できる施設等はないものと判断したため、以降、障害者就労施設等に関する情報の収集等を行っていない。

（注） 当局の調査結果による。

事例 1-② 障害者就労施設等から着実に調達できる手段を採っている例（10 機関）

調査対象機関名	着実に調達できる手段の内容等
釧路地方法務局	○ クリーニングに関して把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、当該施設等から調達するため、優先調達法の趣旨を踏まえ、予決令第 99 条第 16 号の 2 を適用し、障害者就労施設等と 1 者随意契約により調達。
北海道財務局	○ 印刷については、把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、複数の施設等のみによる見積り合わせにより調達。 ○ その他の案件としての賞状筆耕については、現時点では 1 者しか障害者就労施設等の情報を把握していないため、一般事業者を含む複数見積り合わせにより調達。
同局釧路事務所	○ 切手の購入に関して把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、誰から調達しても同じ価格になるという物品の性質上、予決令第 99 条第 3 号を適用し、障害者就労施設等と 1 者随意契約により調達。
札幌国税局	○ 切手の購入については、把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、誰から調達しても同じ価格になるという物品の性質上、会計法第 29 条の 3 第 4 項（契約の性質が競争を許さない場合）に基づき、障害者就労施設等と 1 者随意契約により調達している。 ○ なお、その他の調達案件として、印刷、クリーニングについては、障害者就労施設等のみによる見積り合わせや施設等との 1 者随意契約によると、一般事業者に比べて高上がりになりやすく、結果、予算の効率的な執行という面で問題があることから、会計法の原則である価格競争によるべく、施設等と一般事業者の両方を含む複数者による見積り合わせにより調達。
北海道厚生局	○ 印刷、書籍等の購入に関して把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、当該施設等から調達するため、予決令第 99 条第 16 号の 2 を適用し、障害者就労施設等と 1 者随意契約により調達。障害者就労施設等が一般事業者と競争した場合、価格や納期といった面で施設等が競争に勝ちにくいいため、施設等が参加する見積り合わせと一般事業者が参加する見積り合わせを分け、施設等が参加する見積り合わせでは、いずれかの施設等が落札するようにしている。
北海道労働局	○ 庁舎清掃については、把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、施設等 2 者のみによる見積り合わせにより調達。 ○ その他の調達案件として、賞状等の筆耕、印刷、玩具購入については、予決令第 99 条第 16 号の 2 を適用し、障害者就労施設等と 1 者随意契約により調達。
北海道経済産業局	○ 印刷に関して把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、一定の要件を満たす案件については、i) 予決令第 99 条第 7 号を適用し、同施設等と 1 者随意契約により調達、ii) デザイン性が高いものや緊急性の高いものを除き、同施設等 3 者による見積り合わせで調達。

北海道開発局	<p>○ 従前から、予決令第 99 条各号に規定する少額随意契約が可能な案件については、透明性等を確保する観点から、原則として、「オープンカウンター方式」(注)による調達を実施してきたところ。</p> <p>(注) あらかじめ見積書を徴取する相手方を特定せず、発注者が相手方を公募し、参加を希望する者から広く見積書を募って受注者を決定する調達方式をいう。</p> <p>○ 優先調達法の施行後もオープンカウンター方式による調達を実施していたところ、平成 25 年度には障害者就労施設等からの調達実績が全くなかったため、印刷、災害備蓄用パンの購入等に関して把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、予決令第 99 条第 16 号の 2 を適用し、障害者就労施設等と 1 者随意契約による調達を実施。</p>
同局札幌開発建設部	<p>○ その後、障害者就労施設等において同局の調達案件の存在を認識して、積極的にオープンカウンター方式に参加するようになり、見積り合わせの結果、施設等が調達実績を上げるようになってきたため、予決令第 99 条第 16 号の 2 の適用を減らし、オープンカウンター方式により施設等から調達するようになってきている。なお、適用に関する明確な基準はないものの、国土交通省の調達方針に定める調達目標の達成のために必要性が生じた場合や、施設等からしか調達できないような案件が生じた場合などには、予決令第 99 条の 16 号の 2 を適用して調達。</p>
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	<p>○ 罨紙購入、庁舎敷地内の草刈りに関して把握している障害者就労施設等に関する情報を基に、当該施設等から調達するため、環境省の調達方針に基づき、予決令第 99 条第 16 号の 2 を適用し、障害者就労施設等と 1 者随意契約により調達。</p>

(注) 当局の調査結果による。

## 2 障害者への配慮等の推進（ソフト面）

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(1) 差別解消法、基本方針及び対応要領に基づく取組</b></p> <p>(差別解消法)</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「差別解消法」という。）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定（平成 28 年 4 月 1 日施行）されている。国の行政機関等は、差別解消法第 7 条に基づき、障害者の権利利益を侵害してはならず、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされている。</p> <p>(基本方針)</p> <p>差別解消法第 6 条第 1 項に基づき、政府は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定している。</p> <p>基本方針では、差別解消法第 9 条第 1 項に基づき、国の行政機関の長等は、当該機関等の職員が障害者に適切な対応をするために必要な要領（以下「対応要領」という。）を定め、職員一人一人が障害者に対して適切に対応し、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図ること等とされている。</p> <p>(対応要領)</p> <p>各府省は、平成 28 年 4 月 1 日施行の訓令として対応要領を定めており、各府省の対応要領には、共通して、i) 対応要領の制定目的、ii) 合理的配慮（注）の定義及び合理的配慮に関する留意事項、iii) 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他関係者からの相談等に対応するための相談体制の整備、iv) 職員への研修・啓発の実施等について規定されている。</p> <p>このうち、職員への研修・啓発については、i) 新たに職員となった者や新たに監督者になった職員に対する研修を実施すること、ii) 職員に対し、障害の特性等を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により意識の啓発を図ることとされている。</p> <p>(注) 「合理的配慮」とは、わが国が平成 19 年に署名した、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」第 2 条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、</p>	<p>表 2－①</p> <p>表 2－②</p>

<p>均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。</p>	
<p><b>(2) バリアフリー化情報等の提供</b></p>	
<p>基本方針では、国の行政機関等は、障害者差別の解消を効果的に推進するため、障害を理由とする差別を受けた障害者及びその家族その他関係者からの相談等に的確に応じる相談窓口を明確化するなど体制を整備することとされている。</p>	表 2-②（再掲）
<p>また、庁舎施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき策定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 23 年 3 月 31 日国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号）では、庁舎施設の管理者は、施設を利用する高齢者や障害者が、施設及び設備等に関する情報（以下「バリアフリー化情報」という。）について事前に把握できるようインターネット等により提供することが望ましいとされている。</p>	表 2-③
<p>さらに、身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 7 条第 1 項では、国の行政機関等は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないとされており、同法第 23 条により、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。これを受け、厚生労働省は、国の行政機関等の庁舎等に身体障害者補助犬の受入れについて明示する啓発ステッカーの例（以下「補助犬啓発ステッカー」という。）を公表している。</p>	表 2-④
<p>【調査結果】</p> <p>今回、北海道内の国の行政機関 60 機関（注）における差別解消法、基本方針及び対応要領に基づく取組状況並びにバリアフリー化情報等の提供状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>なお、以下の事例の中には、当局の調査を契機に、各機関において必要な改善措置が講じられたものを含んでいる。</p> <p>（注） 調査対象機関は 60 機関であるが、各取組内容によって、実施機関が限定されるものがあるため、調査事項ごとに対象機関数は異なる。</p>	表 2-⑤
<p><b>(1) 差別解消法、基本方針及び対応要領に基づく取組</b></p> <p><b>ア 対応要領の職員に対する周知の実施状況</b></p> <p>（調査対象 48 機関：周知の実施主体である機関）</p> <p>調査対象 48 機関における対応要領の職員に対する周知の実施状況についてみると、全 48 機関が、本省庁等の指示に基づきメール、電子掲示板等を活用して全職員に周知している。</p> <p>また、周知の時期についてみると、平成 27 年度内に周知を開始しているものが 36 機関（75.0%）、平成 28 年 4 月 1 日に周知を実施したものが 12 機関（25.0%）となっている。</p>	表 2-⑥
<p>（注） 調査対象機関は 60 機関であるが、各取組内容によって、実施機関が限定されるものがあるため、調査事項ごとに対象機関数は異なる。</p>	表 2-⑦

<p><b>イ 職員に対する研修の実施状況</b>  (調査対象 43 機関：研修の実施主体である機関)</p> <p>調査対象 43 機関における職員に対する研修の実施状況についてみると、次のような状況がみられた。</p> <p>① 職員に対する研修を実施している機関は、38 機関 (88.4%) となっている。しかし、残りの 5 機関 (11.6%) では、i) 適切な研修資料について本府省等から指示、提供がなかったこと (4 機関)、ii) 平成 28 年度内に実施予定であるが、研修方法、内容の詳細について検討中であること (1 機関) を理由として、職員に対する研修を実施していない。また、当該 5 機関のうち 3 機関 (北海道総合通信局、北海道森林管理局、北海道地方環境事務所) では、対応要領を平成 27 年度中に周知したのみとなっており、平成 28 年度に新たに職員が採用されているが、これらの職員に対しては、対応要領等も周知されていない状況となっている。</p> <p>② 研修を実施している 38 機関におけるその実施方法は、職員に配備したパソコンによって、電子情報化された教材を活用した研修を行っているものが 34 機関 (89.5%)、職員を参集する集合方式により研修を行っているものが 4 機関 (10.5%) となっている。一方、対応要領に基づく新たに職員となった者 (以下「新規職員」という。) 及び新たに監督者になった職員 (以下「新規監督者」という。) に対する階層別研修の実施状況についてみると、i) 新規職員と新規監督者のいずれの職員に対しても研修が行われているものが、2 機関 (5.3%) のみとなっており (北海道開発局、札幌管区气象台)、ii) 新規職員又は新規監督者のいずれか一方についてのみ研修が行われているものが、31 機関 (81.6%) となっている。</p> <p>③ 研修を実施している 38 機関における研修の内容についてみると、内閣府ホームページ等から独自に資料を収集した差別解消法等に関する資料を活用しているものが 1 機関 (2.6%)、本府省から提供された対応要領の解説を中心とした資料を活用しているものが 37 機関 (97.4%) となっている。</p> <p>このように、研修を実施している 38 機関では、基本方針に定める障害者から話を聞く機会を設けるなどの研修を実施するところまでは至っていないが、中には、本府省から提供された資料による研修を実施するとともに外部から有識者を講師として <sup>しょうがい</sup> 招聘し、講演を行っているものが 1 機関 (北海道厚生局) みられた。</p> <p><b>ウ マニュアル等の活用状況</b>  (調査対象 45 機関：マニュアル等を職員に提示する主体である機関)</p> <p>対応要領では、職員に対し、障害の特性等を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により意識の啓発を図ることとされている。</p>	<p>表 2-⑧</p> <p>表 2-⑨ 事例 2-① 事例 2-②</p> <p>表 2-⑧ (再掲)</p> <p>表 2-⑧ (再掲)</p> <p>事例 2-③</p>
--	---

<p>調査対象 45 機関におけるマニュアル等の活用状況についてみると、次のような状況がみられた。</p> <p>① マニュアル等を活用しているとするものが 40 機関 (88.9%) となっている一方で、本省庁から活用すべきマニュアルについての提供、指示がなかったためマニュアル等を活用していないものが 5 機関 (11.1%) となっている。</p> <p>② マニュアル等を活用しているとする 40 機関においては、i) 本府省が作成した資料をマニュアルとして活用しているものが 29 機関 (72.5%) と最も多く、次いで ii) 内閣府が作成した「公共サービス窓口における配慮マニュアル」(平成 17 年発行。以下「配慮マニュアル」という。)を活用しているものが 18 機関 (45.0%)、iii) 内閣府のホームページで公開している「合理的配慮サーチ」を活用しているとするものが 2 機関 (5.0%) となっているなど、様々なマニュアル等が活用されている(複数の資料等を活用している機関があるため重複計上した。)</p> <p>③ また、40 機関において活用されているマニュアル等の内容をみると、各本府省が作成した資料及び「配慮マニュアル」は、視覚障害、肢体不自由、聴覚・言語障害など障害の種別の特性ごとの対応方法等が解説された内容となっており、当該機関の中には、内閣府や地方公共団体がホームページ上で公表している障害者への対応情報について独自に収集し、マニュアル等に位置付けて活用しているものがみられる(1 機関:北海道農政事務所)。</p>	<p>表 2-⑧ (再掲)</p> <p>表 2-⑧ (再掲)</p> <p>事例 2-④</p>
<p><b>エ 合理的配慮等の取組状況 (調査対象 60 機関)</b></p> <p>対応要領には、様々な合理的配慮等の具体例が示されており、職員は、これに留意し、合理的な配慮をしなければならないとされている。</p> <p>調査対象 60 機関における合理的配慮等の取組状況についてみると、対応要領の制定を契機に、i) 耳マーク (注) を窓口に掲示し聴覚障害者に対する筆談対応の用意があることを明示したものが 8 機関 (13.3%)、ii) 相談窓口簡易筆談器を配備したものが 1 機関 (1.7%) があるほかは、合理的配慮等として新たな取組事項はみられず、従来どおり、筆談対応の用意や障害者の来訪等に応じて個別に適切な対応をとることとしている機関が多い。</p> <p>一方、調査対象 60 機関の本府省が示す対応要領における災害や事故が発生した際の障害者の誘導の例の記載状況についてみると、総務省、法務省、最高検察庁、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省及び環境省の対応要領には定められているのに対し、国土交通省、気象庁の対応要領では定められていない。</p> <p>このような中、今回、調査対象機関における災害や事故が発生した際の障害者の誘導に係る取組状況についてみると、障害者等の来訪を想定して災害や事故が発生した際の避難計画等の策定や避難訓練を行っているものはみら</p>	<p>表 2-⑩</p>

れなかった。

(注) 「耳マーク」とは、耳が聞こえない人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくため、聞こえが不自由なことを示す、社団法人全日本難聴者・途中失聴者団体連合会が著作権を有するシンボルマークである。

## (2) バリアフリー化情報等の提供

### ア 相談窓口の整備及び対外周知状況（調査対象 19 機関：ホームページの掲載事項を決定、編集している機関）

調査対象 19 機関における障害を理由とする差別を受けた障害者及びその家族その他関係者からの相談等に対応するための相談窓口は、全 19 機関に設置されており、内閣府のホームページにおいて公表されている。また、この相談窓口に寄せられた相談は、1 機関において 5 件であった。

今回、内閣府による公表に加え、調査対象 19 機関のホームページ等における相談窓口の公表状況をみると、8 機関（42.1%）が公表している一方、自らのホームページ等において公表することにまでに配慮が至らなかったため公表していないとしているものが 11 機関（57.9%）となっている。

表 2-⑪

### イ 庁舎のバリアフリー化情報の提供状況（調査対象 60 機関）

調査対象 60 機関におけるホームページへの庁舎に設置されたバリアフリー施設（車いす利用者対応の駐車施設、身障者トイレ等）に関する情報の提供状況についてみると、次のような状況がみられた。

① バリアフリー化情報を提供しているものは 26 機関（43.3%）にとどまっており、34 機関（56.7%）では情報提供していない。

表 2-⑫

表 2-⑬

情報提供していない 34 機関では、その理由として、バリアフリー化情報の提供についての必要性を認識していなかったためとしているものが 20 機関（58.8%）と最も多く、次いで、合同庁舎等に入居していることから庁舎のバリアフリー情報は管理官署が提供するものと認識し正確な庁舎のバリアフリー化情報を把握していないためとしているものが 14 機関（41.2%）となっている。

② 合同庁舎等の入居官署 23 機関（合同庁舎の管理官署を除く）のうち 14 機関（60.9%）では、上記①のとおり、正確な庁舎のバリアフリー化情報を把握していないためとして情報提供していないとしている一方、9 機関（39.1%）では、自局のホームページにバリアフリー化情報を提供するに当たって、管理官署からバリアフリー化情報を確認している。

また、単独庁舎の入居官署 27 機関におけるバリアフリー化情報の提供状況をみると、提供しているものは 14 機関（51.9%）にとどまっており、13 機関（48.1%）では提供していない。

<p><b>ウ 身体障害者補助犬の受入施設であることの明示状況</b>（調査対象 37 機関：合同庁舎管理官署 10 機関及び単独庁舎入居官署 27 機関）</p> <p>調査対象 37 機関において、補助犬啓発ステッカーを庁舎入口に掲示するなどにより、身体障害者補助犬受入施設であることを明示しているものは 11 機関（29.7%）にとどまっております。26 機関（70.3%）では明示していません。明示していない 26 機関は、その理由について、身体障害者補助犬受入施設であることは当然であり、敢えて明示することまでに配慮が至らなかったためとしている。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>関係行政機関は、障害の特性や障害者の立場等についての理解を深め、障害者への合理的配慮等に関する取組を一層推進し確実なものとする観点から、下部機関を含め、次の措置を講じる必要がある。</p> <p><b>（差別解消法、基本方針及び対応要領に基づく取組）</b></p> <p>① 研修を実施していない行政機関は、職員が差別解消法や対応要領等についての研修を受講する機会を確保すること。（北海道総合通信局、北海道森林管理局、北海道地方環境事務所）</p> <p>② 障害の特性を理解できるマニュアル等を活用していない行政機関は、職員が、障害の種別ごとの特性を理解し、それぞれの障害特性に応じて障害者に適切に対応するため、適切なマニュアル等を活用すること。（北海道総合通信局、北海道森林管理局、北海道運輸局、北海道地方環境事務所）</p> <p>③ 災害や事故が発生した際の障害者の誘導等について、例えば、定期的に行われる避難訓練の際に障害者の来訪を想定して取り組む等の準備を検討すること。（北海道総合通信局、北海道管区行政評価局、札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、札幌入国管理局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道厚生局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、北海道地方環境事務所）</p> <p><b>（バリアフリー化情報等の提供）</b></p> <p>① 各行政機関のホームページ等において相談窓口を公表していない行政機関は、公表すること。（北海道総合通信局、北海道財務局、函館税関、北海道厚生局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、札幌管区气象台、北海道地方環境事務所）</p> <p>② 庁舎のバリアフリー化施設・設備等に関する情報について、ホームページ等を活用して情報提供していない行政機関は、情報提供すること。（北海道総合通信局、北海道管区行政評価局、札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧</p>	<p>表 2 - ⑬（再掲）</p>
---	--------------------

<p>路地方法務局、札幌入国管理局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道地方環境事務所)</p> <p>③ 合同庁舎の管理官署及び単独庁舎入居官署である行政機関のうち、補助犬啓発ステッカーを明示していない行政機関は、明示すること。(札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、北海道労働局、北海道森林管理局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台)</p>	
--	--

表2-① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3～6 （略）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2～4 （略）

（注） 下線は当局が付した。

表2-② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定) <抜粋>

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

2 基本的な考え方

(1) (略)

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3) (略)

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記するものとする。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要である。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。内閣府においては、相談及び紛争の防止等に関する機関の情報について収集・整理し、ホームページへの掲載等により情報提供を行うものとする。

3 啓発活動

障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、内閣府を中心に、関係行政機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(注) 下線は当局が付した。

表2-③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

<抜粋>

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四～二十八（略）

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ～ホ（略）

（注） 下線は当局が付した。

表 2-④ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成 23 年 3 月 31 日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第 1 号) <抜粋>

<p>二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項</p> <p>施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1 から 3 までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。(以下略)</p> <p>2 適切な情報の提供</p> <p>移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、<u>施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。</u></p> <p>その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。<u>さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。</u></p>
---

(注) 下線は当局が付した。

表2-⑤ 身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）の関係規定〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

第三条～第六条 （略）

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第八条～第二十二条 （略）

（国民の理解を深めるための措置）

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（注） 下線は当局が付した。

表2-⑥ 厚生労働省がホームページにおいて公表している身体障害者補助犬に関する啓発ステッカーの例

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 身体障害者補助犬 > 身体障害者補助犬の受け入れについて

## 身体障害者補助犬の受け入れについて

### 1 補助犬同伴を受け入れるために(事業者へのアドバイス)

#### (1) ふつうのペットとの区別

盲導犬は白または黄色のハーネス(胴輪)が目印であり、介助犬・聴導犬は胴着などに表示をつけています。また、使用者本人には認定証(盲導犬の場合は使用者証)の携帯が義務づけられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性を証明する「身体障害者補助犬健康管理手帳」などの健康管理記録を携帯しています。これらの表示等を行うことなく、犬同伴のお客様が「補助犬」と称して施設などの利用を主張しても、規定の表示をしていない場合は事業者側に受け入れの義務はありません。

補助犬かどうかの確認が必要な場合、事業者は使用者に認定証の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に「認定証を確認させていただけますか?」と声をかけることは、補助犬使用者に対して失礼にはあたりません。

#### (2) 啓発の方法

お客様に個別に説明することも重要ですが、施設内にステッカーやポスターなどを掲示することは、啓発に大変有効です。

#### 【啓発ステッカーの一例】

●厚生労働省 ●全国盲導犬施設連合会 ●宝塚市

**厚生労働省**  
Welcome!  
ほじょ犬  
Service Dogs Welcome!  
法律により盲導犬・介助犬・聴導犬は同伴できます  
厚生労働省

**全国盲導犬施設連合会**  
補助犬同伴可  
○盲導犬・介助犬・聴導犬○

**宝塚市**  
補助犬  
Service dog welcome!  
身体障害者補助犬法により盲導犬・介助犬・聴導犬は同伴できます(ペット不可)

(注) 厚生労働省のホームページによる。

表 2-⑦ 対応要領の周知状況

調査対象機関		周知の実施状況		
ブロック機関	出先機関	周知の時期	周知対象職員	周知方法
北海道総合通信局		平成27年12月1日	幹部職員	電子掲示板
		平成27年12月1日	幹部職員以外の全職員	メール
		平成28年2月15日	全職員	メール
北海道管区行政評価局		平成27年11月19日、平成28年11月18日ほか	全職員（出先機関含む）	メール
	函館行政評価分室	—	—	—
	旭川行政評価分室	—	—	—
札幌法務局		平成27年12月2日	全職員（出先機関含む）	メール
	南出張所	—	—	—
	白石出張所	—	—	—
	西出張所	—	—	—
函館地方法務局		平成27年12月2日	全職員	メール
旭川地方法務局		平成27年12月2日	全職員	メール
釧路地方法務局		平成27年12月8日、平成28年3月30日	全職員	メール
	帯広支局	平成27年12月、28年4月	全職員	回覧
札幌入国管理局		平成28年3月	全職員	メール
札幌高等検察庁		平成27年12月以降	全職員	電子掲示板
北海道財務局		平成28年3月14日	全職員	メール
	函館財務事務所	平成28年3月	全職員	メール
	旭川財務事務所	平成28年3月	全職員	メール
	釧路財務事務所	平成28年3月	全職員	メール
	小樽出張所	平成28年3月	全職員	メール
函館税関		平成28年3月以降	全職員	電子掲示板
札幌国税局		平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
	札幌北税務署	平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
	札幌西税務署	平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
	函館税務署	平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
	旭川東税務署	平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
	釧路税務署	平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
	室蘭税務署	平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
	苫小牧税務署	平成28年2月8日以降	全職員	電子掲示板
北海道厚生局		平成28年3月30日	全職員	メール
北海道労働局		平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	札幌公共職業安定所	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	札幌東公共職業安定所	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	函館公共職業安定所	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	旭川公共職業安定所	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	釧路公共職業安定所	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	北見公共職業安定所	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	苫小牧公共職業安定所	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	札幌労働基準監督署	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	函館労働基準監督署	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
	旭川労働基準監督署	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布
釧路労働基準監督署	平成28年4月1日	全職員	回覧、配布	
北海道農政事務所		平成27年12月16日以降	全職員	電子掲示板
北海道森林管理局		平成27年12月	全職員	回覧
	函館事務所	平成27年12月	全職員	回覧
	旭川事務所	平成27年12月	全職員	回覧
	根釧西部森林管理署	平成27年12月	全職員	回覧
北海道経済産業局		平成28年3月	監督職員	配布
		平成28年4月	全職員	メール
北海道開発局		平成28年3月	全職員（出先機関含む）	電子掲示板
	札幌開発建設部	—	—	—
	滝野公園	—	—	—
北海道運輸局		平成27年12月2日、28年3月30日	全職員（出先機関含む）	メール
	札幌運輸支局	—	—	—
	函館運輸支局	—	—	—
	旭川運輸支局	—	—	—
	釧路運輸支局	—	—	—
	北見運輸支局	—	—	—
札幌管区气象台		平成27年12月、28年3月	全職員	メール
	函館地方气象台	平成27年12月、28年3月	全職員	メール
北海道地方環境事務所		平成28年2月	全職員	メール
	釧路自然環境事務所	平成28年2月	全職員	メール
	計	48 機関		メール：20機関 電子掲示板：13機関 回覧等：18機関 (複数の方法を用いている機関があるため重複計上)

(注) 当局の調査結果による。

表2-⑧ 職員に対する研修の実施状況及びマニュアル等の活用状況

調査対象機関		研修の実施状況				活用しているマニュアル等
		実施の有無	未実施の主な理由	研修の実施方法	新規職員、新規監督者ごとの階層別研修	
ブロック機関	出先機関	○：実施 ×：未実施 一：研修の実施主体ではないものの		×：未実施 一：研修の実施主体ではないもの	○：実施 ×：未実施 △：新規職員又は、新規監督者一方についてのみ研修が行われているもの等 一：階層別研修の実施主体ではないもの	公共M：「公共サービス窓口における配慮マニュアル」 自：自局所編集・作成マニュアル ×：活用しているマニュアルなし
北海道総合通信局		×	研修資料がないため	×	×	×
北海道管区行政評価局		○		集合	△	公共M
函館行政評価分室		—		—	—	—
旭川行政評価分室		—		—	—	—
札幌法務局		○		パソコン	△	公共M
南出張所		—		—	—	—
白石出張所		—		—	—	—
西出張所		—		—	—	—
函館地方法務局		○		パソコン	△	公共M
旭川地方法務局		○		パソコン	△	公共M
釧路地方法務局		○		パソコン	△	公共M
帯広支局		○		パソコン	△	公共M
札幌入国管理局		○		パソコン	△	公共M
札幌高等検察庁		×	28年度内実施予定、詳細検討中(H29.2.20実施)	×	×	公共M
北海道財務局		○		パソコン	×	「障害者差別の解消について」(本省)
函館財務事務所		○		パソコン	×	「障害者差別の解消について」(本省)
旭川財務事務所		○		パソコン	×	「障害者差別の解消について」(本省)
釧路財務事務所		○		パソコン	×	「障害者差別の解消について」(本省)
小樽出張所		○		パソコン	×	「障害者差別の解消について」(本省)
函館税関		○		パソコン	△	公共M
札幌国税局		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
札幌北税務署		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
札幌西税務署		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
函館税務署		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
旭川東税務署		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
釧路税務署		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
室蘭税務署		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
苫小牧税務署		○		パソコン	△	公共M、「障害者差別解消法関係研修資料」(本省)
北海道厚生局		○		集合、外部講師講演	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
北海道労働局		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
札幌公共職業安定所		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
札幌東公共職業安定所		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
函館公共職業安定所		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
旭川公共職業安定所		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
釧路公共職業安定所		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
北見公共職業安定所		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
苫小牧公共職業安定所		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
札幌東労働基準監督署		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
函館労働基準監督署		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
旭川労働基準監督署		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
釧路労働基準監督署		○		パソコン、供覧	△	「障害特性や特性ごとの配慮事項等」(本省)
北海道農政事務所		—		—	—	公共M、名古屋市作成マニュアル、「合理的配慮サーチ」(内閣府)
北海道森林管理局		×	研修資料がないため	×	×	×
函館事務所		—		—	—	—
旭川事務所		—		—	—	—
根釧西部森林管理署		—		—	—	—
北海道経済産業局		○		パソコン	△	「合理的配慮サーチ」(内閣府)
北海道開発局		○		集合	○	「対応にあたり考慮すべき特性」(本省)
札幌開発建設部		—		—	—	—
滝野公園		—		—	—	—
北海道運輸局		○		パソコン	△	×
札幌運輸支局		—		—	—	—
函館運輸支局		—		—	—	—
旭川運輸支局		—		—	—	—
釧路運輸支局		—		—	—	—
北見運輸支局		—		—	—	—
札幌管区气象台		○		集合	○	「障害者差別解消法の理解と対応」(本庁)
函館地方气象台		—		—	—	「障害者差別解消法の理解と対応」(本庁)
北海道地方環境事務所		×	研修資料がないため	×	×	×
釧路自然環境事務所		×	研修資料がないため	×	×	×
計		実施38機関 未実施5機関		43機関	実施：2機関 未実施：10機関 一部実施等：31機関	本省資料：29機関 公共M：18機関 合理的配慮サーチ：2機関 (複数の方法を用いている機関があるため重複計上)

(注) 当局の調査結果による。

表 2-⑨ 対応要領の周知状況及び研修の実施状況

(単位：人)

調査対象機関		対応要領の周知の時期	研修の実施状況	研修未実施理由	平成28年4月1日以降の採用職員数
ブロック機関	出先機関				
北海道総合通信局		平成27年12月1日、28年2月15日	未実施	適切な研修資料について本省から指示、提供がなかったため	4
札幌高等検察庁		平成27年12月以降	未実施	28年度内実施予定、詳細検討中(H29.2.20実施)	0
北海道森林管理局		平成27年12月	未実施	適切な研修資料について本庁から指示、提供がなかったため	16
北海道地方環境事務所		平成28年2月	未実施	適切な研修資料について本省から指示、提供がなかったため	1
	釧路自然環境事務所	平成28年2月	未実施	適切な研修資料について本省から指示、提供がなかったため	0

(注) 当局の調査結果による。

## 【事例表】

### 事例2-①

適切な研修資料について本府省から指示、提供がなかったため、職員への研修を実施していないもの（4機関4事例）

<p>調査対象機関名：北海道総合通信局</p> <p><b>【事例の説明】</b></p> <p>北海道総合通信局は、差別解消法、基本方針及び対応要領に関する研修について、その実施の必要性は認識しているものの、本省から研修実施について、具体的な指示がなく、また、研修資料についても指示、提供がなかったため、実施していない。</p> <p>なお、北海道総合通信局は、通常職員研修については、総務省本省の情報政策研究所において職員階層別に行われるものも多いが、今のところ、差別解消法、基本方針及び対応要領に関する研修について予定されていないとしている。</p>
<p>調査対象機関名：北海道森林管理局</p> <p><b>【事例の説明】</b></p> <p>北海道森林管理局は、差別解消法、基本方針及び対応要領に関する研修について、業務の性格上、一般市民との対応が少ないため、改めて研修を実施することに思い至らず、また、本省から研修資料についても指示、提供がなかったため、実施していない。</p>
<p>調査対象機関名：北海道地方環境事務所</p> <p><b>【事例の説明】</b></p> <p>北海道地方環境事務所は、業務の性格上、来庁者は事業者であり、障害者への対応はこれまでになく、対応要領の周知のみで十分と考え、また、本省から研修資料についても指示、提供がなかったため、研修を実施していない。</p>
<p>調査対象機関名：釧路自然環境事務所</p> <p><b>【事例の説明】</b></p> <p>釧路自然環境事務所は、業務の性格上、障害者が来庁する可能性は低く、対応要領の周知のみで十分と考え、また、本省から研修資料についても指示、提供がなかったため、研修を実施していない。</p>

### 事例 2-②

平成 28 年度内に実施予定であるが、研修方法、内容の詳細について検討中であったとして職員への研修を実施していないもの（1 機関 1 事例）

調査対象機関名：札幌高等検察庁

#### 【事例の説明】

札幌高等検察庁は、当局調査日時点においては、管内の職員に対して差別解消法に関する研修を平成 28 年度内に実施するため、具体的な実施方法、研修素材とする資料の選定を行っていたとして、未実施となっていた。

その後、札幌高等検察庁は、平成 29 年 2 月 20 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修実施要領」を定め、各職員が、パソコンにより電子掲示板に掲載された研修資料「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要」（最高検察庁作成）を活用することによって研修を実施した。

### 事例 2-③

本府省から提供された資料による研修を実施するとともに外部から有識者を講師として招聘し、講演による研修を行っているもの（1 機関 1 事例）

調査対象機関名：北海道厚生局

#### 【事例の説明】

北海道厚生局は、平成 28 年 2 月 29 日に職員を会議室に集め、本省が作成した差別解消法、基本方針及び対応要領を解説した研修資料「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」を活用し、研修を実施した。この研修において、差別解消法の制定経緯を熟知し、当時、福祉分野の有識者を研修講師として招聘し、障害者施策に係る歴史や差別解消法の制定経緯・目的等について、講演により研修を行っている。

## 事例 2-④

自機関で内閣府や地方公共団体がホームページ上で公表している障害者への適切な対応等について収集し、マニュアル等の一環として活用しているもの（1機関1事例）

調査対象機関名：北海道農政事務所

### 【事例の説明】

北海道農政事務所は、内閣府が作成した「公共サービス窓口における配慮マニュアル」（平成17年発行、障害者施策推進本部（事務局：内閣府））を全職員に配布し活用していることに加え、イラストが豊富で解説が丁寧であるとの理由で、名古屋市が作成した「こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を内閣府ホームページのリンクから入手し、所内の電子掲示板に掲載し、障害者対応のマニュアルとして活用している。

また、合理的配慮の実例について、障害の種別ごと、生活の場面ごとに検索できる「合理的配慮等具体データ集『合理的配慮サーチ』（内閣府ホームページ）」についても、その検索システムの所在（アドレス）を電子掲示板に掲載し職員に活用を勧めている。

表2-⑩ 合理的配慮等の取組状況

調査対象機関		対応要領の制定を契機に合理的配慮として取り組んだ事項	実施時期
ブロック機関	出先機関		
札幌法務局		窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年4月
	南出張所	窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年4月
	白石出張所	窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年4月
	西出張所	窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年4月
函館地方法務局		窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年12月
旭川地方法務局		窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年4月
釧路地方法務局		窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年4月
	帯広支局	窓口への「耳マーク」の掲示	平成28年4月
北海道開発局		筆談器（2台）を相談窓口に配備	平成28年3月

（注） 当局の調査結果による。

表2-⑪ 相談窓口の整備及び対外周知の提供状況

調査対象機関		相談体制		特記事項
		相談担当窓口	局所ホームページによる対外周知の状況	
ブロック機関	出先機関	窓口名（－：調査対象外） （出先機関であり相談窓口を持たない機関を調査対象外とした）	有無（○：有、×：なし、－：調査対象外） （出先機関であり相談窓口を持たない機関又はホームページ編集権限のない機関を調査対象外とした）	
北海道総合通信局		総務部 総務課	×	
北海道管区行政評価局		総務課人事・調整担当	○	
	函館行政評価分室	総務担当	—	
	旭川行政評価分室	総務担当	—	
札幌法務局		職員課 課長、課長補佐	○	
	南出張所	—	—	
	白石出張所	—	—	
	西出張所	—	—	
函館地方法務局		総務課 課長、課長補佐、人事係長	○	
旭川地方法務局		総務課 課長、課長補佐	○	
釧路地方法務局		総務課 課長、課長補佐、人事係長	○	
	帯広支局	—	—	
札幌入国管理局		総務課	—	
札幌高等検察庁		人事課	○	
北海道財務局		総務部財務広報相談室	×	
	函館財務事務所	—	—	
	旭川財務事務所	—	—	
	釧路財務事務所	—	—	
	小樽出張所	—	—	
函館税関		総務部総務課	×	
札幌国税局		納税者支援調整官	—	
	札幌北税務署	総務課	—	
	札幌西税務署	総務課	—	
	函館税務署	総務課	—	
	旭川東税務署	総務課	—	
	釧路税務署	総務課	—	
	室蘭税務署	総務課	—	
	苫小牧税務署	総務課	—	
北海道厚生局		総務課庶務係長	× (※)	※H29.3.10～掲載開始
北海道労働局		総務企画官	× (※)	※H29.3.7～掲載開始
	札幌公共職業安定所	—	—	
	札幌東公共職業安定所	—	—	
	函館公共職業安定所	—	—	
	旭川公共職業安定所	—	—	
	釧路公共職業安定所	—	—	
	北見公共職業安定所	—	—	
	苫小牧公共職業安定所	—	—	
	札幌東労働基準監督署	—	—	
	函館労働基準監督署	—	—	
	旭川労働基準監督署	—	—	
	釧路労働基準監督署	—	—	
北海道農政事務所		企画調整室	×	
北海道森林管理局		(林野庁林政部林政課長)	×	
	函館事務所	—	—	
	旭川事務所	—	—	
	根釧西部森林管理署	—	—	
北海道経済産業局		総務企画部総務課	×	
北海道開発局		監察官室監察専門官	○	
	札幌開発建設部	—	—	
	滝野公園	—	—	
北海道運輸局		消費者行政・情報課	○	
	札幌運輸支局	—	—	
	函館運輸支局	—	—	
	旭川運輸支局	—	—	
	釧路運輸支局	—	—	
	北見運輸支局	—	—	
札幌管区气象台		業務課長補佐	× (※)	※H29.3.13～掲載開始
	函館地方气象台	—	—	
北海道地方環境事務所		総務課長	×	
	釧路自然環境事務所	総務課長	×	
計		29機関 本省1機関	掲載 8機関 掲載なし11機関	

(注1) 当局の調査結果による。

(注2) ※印は、当局の調査を契機に必要な改善措置が講じられたものを示し、特記事項欄に詳細を記載している。

表 2-⑫ 庁舎のバリアフリー化情報の提供状況（総括表）

（単位：機関、％）

入居している庁舎の状況		情報を提供している機関数	情報を提供していない機関数	計
合同庁舎	入居官署	9	14	23
	管理官署	3	7	10
単独庁舎（管理官署）		14	13	27
計		26 (43.3%)	34 (56.7%)	60 (100%)

（注） 当局の調査結果による。

表2-⑬ バリアフリー化情報の提供状況

調査対象機関		バリアフリー化情報の提供				特記事項
		有無（○：有、×：なし、—：調査対象外）				
		ホームページにおけるバリアフリー情報提供状況（庁舎への入居状況）	バリアフリー情報未提供理由	補助犬	その他	
ブロック機関	出先機関		1. 合同庁舎等に入居のため正確な情報未把握のため 2. 情報提供の必要性を認識していなかったため	補助犬マークの表示 (対象：庁舎管理官署)		
北海道総合通信局		× 合同庁舎	1	—		
北海道管区行政評価局		× 合同庁舎	1	—		
	函館行政評価分室	× 合同庁舎	1	—		
	旭川行政評価分室	× 合同庁舎	1	—		
札幌法務局		× 合同庁舎	1	—	耳マーク提示	
	南出張所	× 合同庁舎	2	○	耳マーク提示	
	白石出張所	× 合同庁舎	2	○	耳マーク提示	
	西出張所	× 合同庁舎	2	○	耳マーク提示	
函館地方方法務局		× 合同庁舎	1	—	耳マーク提示	
旭川地方方法務局		× 合同庁舎	1	—	耳マーク提示	
釧路地方方法務局		× 合同庁舎	1	—	耳マーク提示	
	帯広支局	× 合同庁舎	1	—	耳マーク提示	
札幌入国管理局		× 合同庁舎	1	—		
札幌高等検察庁		× 合同庁舎管理官署	2	×		
北海道財務局		× 合同庁舎管理官署	2	×		
	函館財務事務所	× 合同庁舎管理官署	2	×		
	旭川財務事務所	× 合同庁舎管理官署	2	×		
	釧路財務事務所	× 合同庁舎管理官署	2	×		
	小樽出張所	× 合同庁舎管理官署	2	×		
函館税関		× 合同庁舎管理官署	2	×		
札幌国税局		○ 合同庁舎管理官署	—	○		
	札幌北税務署	○	—	○		
	札幌西税務署	○	—	○		
	函館税務署	○	—	○		
	旭川東税務署	○	—	○		
	釧路税務署	○ 合同庁舎	—	—		
	室蘭税務署	○ 合同庁舎管理官署	—	○		
	苫小牧税務署	○	—	○		
北海道厚生局		○ 合同庁舎	—	—		
北海道労働局		○ 合同庁舎	—	—		
	札幌公共職業安定所	○	—	×		
	札幌東公共職業安定所	○	—	○		
	函館公共職業安定所	○ 合同庁舎	—	—		
	旭川公共職業安定所	○	—	×		
	釧路公共職業安定所	○	—	×		
	北見公共職業安定所	○ 合同庁舎	—	—		
	苫小牧公共職業安定所	○ 合同庁舎管理官署	—	×		
	札幌東労働基準監督署	○	—	×		
	函館労働基準監督署	○ 合同庁舎	—	—		
	旭川労働基準監督署	○ 合同庁舎	—	—		
	釧路労働基準監督署	○	—	×		
北海道農政事務所		× (民間ビル)	1	—	合同庁舎入居扱い	
北海道森林管理局		×	2	×		
	函館事務所	×	2	×		
	旭川事務所	×	2	×		
	根釧西部森林管理署	×	2	×		
北海道経済産業局		× 合同庁舎	1	—		
北海道開発局		○ 合同庁舎	—	—		
	札幌開発建設部	×	2	× (※)	※H29. 2. 17～明示開始	
	滝野公園	○	—	× (※)	※H29. 2. 17～明示開始	
北海道運輸局		○ 合同庁舎	—	—		
	札幌運輸支局	× (※)	2	×	※H29. 2月～掲載開始	
	函館運輸支局	× (※)	2	×	※H29. 2月～掲載開始	
	旭川運輸支局	× (※)	2	×	※H29. 2月～掲載開始	
	釧路運輸支局	× (※)	2	×	※H29. 2月～掲載開始	
	北見運輸支局	× (※)	2	×	※H29. 2月～掲載開始	
札幌管区气象台		○	—	×		
	函館地方气象台	○	—	×		
北海道地方環境事務所		× 合同庁舎	1	—		
	釧路自然環境事務所	× 合同庁舎	1	—		
計		掲載 26機関 掲載なし34機関	理由1. 14機関 理由2. 20機関	明示 11機関 明示なし26機関		

(注1) 当局の調査結果による。

(注2) ※印は、当局の調査を契機に必要な改善措置が講じられたものを示し、特記事項欄に詳細を記載している。

### 3 障害者への配慮等の推進（ハード面（庁舎のバリアフリー化））

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令（平成 18 年政令第 379 号）に基づき、学校、病院、百貨店、ホテル、官庁施設、老人ホーム等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る観点から、点字ブロックの敷設や車いす使用者用便所の設置などにより、バリアフリー化を進めることが求められている。</p> <p>とりわけ官公庁施設については、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）に基づく「建築設計基準」（平成 18 年 3 月 31 日付け国営整第 158 号）や、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成 20 年 3 月 28 日付けバリアフリーデザインに関する関係閣僚会議決定）等の関係法令等において、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう施設のバリアフリー化が強く求められているところである。</p> <p>このような中、当局は、官公庁施設の来庁者等から、受付窓口までの経路上にある点字ブロック、多様な利用者に配慮した多機能便所、障害者用駐車スペース等が利用しにくいといった苦情が当局に寄せられていたことも踏まえ、平成 24 年度に北海道内に所在する国の行政機関 44 機関を選定し、官公庁施設のバリアフリー化の実施状況について調査した。この調査の結果、階段の手すりに点字表示がされていないものなど高齢者、障害者等への配慮に欠けているとみられるものが 23 機関で 80 事例あったため、平成 24 年 12 月 13 日に関係機関に対して改善意見を通知している。</p>	<p>表 3-①</p> <p>表 3-②</p> <p>表 3-③</p> <p>表 3-④</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>ア 前回通知事項に対する改善措置状況</b></p> <p>今回、当局が改善意見を通知した 22 機関における 76 事例（注）を対象に、平成 28 年 11 月末現在の改善措置状況について調査した結果、18 機関 44 事例（57.9%）については改善措置が講じられていたものの、未改善なもの（13 機関 31 事例、40.8%）や改善措置が不十分なもの（1 機関 1 事例、1.3%）がみられた。</p> <p>上記の事例の中には、例えば、庁舎入口、階段やエレベーターホール等に点字ブロックが敷設されていないことから、視覚障害者の方が受付等の目的の場所に円滑に移動することができないものがあった。また、点字ブロックの色が見にくいものや、車いすを利用する方のための職員呼出用インターホンが急勾配の傾斜路に設置されているなど既設のバリアフリー施設の中にも、その効果が十分に発揮されていないものもあった。</p>	<p>表 3-⑤</p>

<p>(注) 平成25年12月に北海道農政事務所に対しても改善意見を通知しているが(4事例)、27年度に民間ビルへ移転したため、今回の調査の対象外としている。このため、今回の調査対象は22機関76事例とした。</p> <p>なお、調査対象機関別及び点字ブロックや階段などバリアフリー化の対象施設別の改善措置状況は、次のとおりである。</p> <p>(調査対象機関別)</p> <p>札幌高等検察庁が7事例中7事例改善(100%)、北海道労働局が19事例中18事例改善(94.7%)と改善率が高い機関がある一方で、北海道森林管理局が5事例中全て未改善又は改善措置が不十分、北海道財務局が3事例中1事例改善(33.3%)、札幌国税局が26事例中9事例改善(34.6%)と改善率が低い機関もあった。</p> <p>(対象施設別)</p> <p>階段関係が6事例中5事例改善(83.3%)、駐車場関係が5事例中4事例改善(80.0%)、インターホン関係が4事例中3事例改善(75.0%)、エレベーター関係が4事例中1事例改善(25.0%)、傾斜路関係が3事例中1事例改善(33.3%)となっている。</p> <p><b>イ 改善措置に向けた取組状況</b></p> <p>(ア) 改善が進んでいない機関</p> <p>未改善又は改善措置が不十分となっている13機関の32事例について改善が進んでいない原因、理由を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 当局が指摘した事項についての対応方針や改善計画について人事異動時に適切な事務引継ぎが行われていないため、改善措置を講じなかったもの(10機関29事例：札幌法務局南出張所、同局白石出張所、北海道財務局函館財務事務所、札幌国税局札幌北税務署、同局札幌西税務署、同局函館税務署、同局旭川東税務署、北海道森林管理局根釧西部森林管理署、北海道運輸局札幌運輸支局、同局旭川運輸支局)</p> <p>② 当局が指摘した事項について、改善措置を講じる必要性がないと誤認してしまったため、改善措置を講じなかったもの(1機関1事例：北海道財務局)</p> <p>③ 工事業者に対し当局の指摘内容を踏まえた適切な工事内容の指示をしていなかったため、改善措置が不十分なもの(1機関1事例：北海道森林管理局)</p> <p>(イ) 改善が進んでいる機関</p> <p>一方で、上部機関が各下部機関に対して、自らの施設や設備のバリアフリー化の実施状況について点検、報告させることによって、当局の指摘事項に加え、そのほかの要改善事項についても優先順位を定め、計画的に改善措置を講じているものなどがみられた(6機関：札幌高等検察庁、北海道労働局札幌公共職業安定所、同局札幌東公共職業安定所、同局釧路公共職業安定所、同局札幌東労働基準監督署、同局釧路労働基準監督署)。</p>	<p>事例3-①-a ～e</p> <p>事例3-①-b (再掲)</p> <p>事例3-①-d (再掲)</p> <p>事例3-②-a ・b</p>
--	---

## ウ バリアフリー化に関する自主点検の取組状況

当局の前回調査は抽出調査であったが、i) 障害者等への配慮に欠けているとみられる事例が調査対象外の機関にもあり得ると想定されたこと、ii) 前回調査対象機関においても、その後の状況変化等に応じて更なるバリアフリー化の取組を進める必要が生じ得ることなどから、各機関に対しては、下部機関を含め庁舎施設の点検を行うよう改善意見を通知した。

今回、調査対象とした 22 機関における自主点検の実施状況を調査した結果、全機関が実施していた。この中には、i) 庁舎の既存施設の維持・管理のための点検に加えて、ii) 障害者等にとって利用しにくい状況はないか、庁舎内を円滑に移動できない状況はないかといった視点についても意識し、バリアフリー法に基づく基準を踏まえて自主点検しているものが 5 機関みられた（北海道労働局札幌公共職業安定所、同局札幌東公共職業安定所、同局釧路公共職業安定所、同局札幌東労働基準監督署、同局釧路労働基準監督署）。

一方で、上記の 5 機関のようにバリアフリー法に基づく基準を踏まえた視点を加えることなく、庁舎の既存施設に不具合や破損等が生じた場合に限り改善するという維持・管理のための点検にとどまっているものが 17 機関みられた（札幌法務局、同局南出張所、同局白石出張所、札幌高等検察庁、北海道財務局、同局函館財務事務所、札幌国税局、同局札幌北税務署、同局札幌西税務署、同局函館税務署、同局旭川東税務署、北海道森林管理局、同局根釧西部森林管理署、北海道運輸局札幌運輸支局、同局函館運輸支局、同局旭川運輸支局、同局釧路運輸支局）。

これら 17 機関の自主点検の内容は、当局が前回改善意見を通知した自主点検の趣旨とは異なったものとなっており、このことが、自主点検を実施しているにもかかわらず、前回指摘事項の改善が進んでいない一因になっているとも考えられる。また、当局が前回指摘していない事項ではあるが、今回、身体障害者用駐車スペースに雪が積もり、当該スペースを示す立札等もないため、利用できなくなっている状況も新たにみられたことから（1 機関：北海道森林管理局）、関係行政機関は、障害者等の利便性・安全性の向上の観点を常に意識して自主点検を実施することが重要である。

### 【所見】

したがって、関係行政機関は、下部機関を含め、障害者等の利便性及び安全性に配慮した庁舎施設のバリアフリー化を一層推進する観点から、以下の措置を講じる必要がある。

- ① 前回指摘した未改善事項について、具体的な改善計画を策定するなどして、速やかな改善措置を講じること。（札幌法務局、北海道財務局、札幌国税局、北海道森林管理局、北海道運輸局）
- ② 現在実施している庁舎の既存施設の維持・管理を目的とする点検に加え、バリ

事例 3-③

事例 3-①-d  
(再掲)

アフリー法に基づく基準を踏まえた点検を実施すること。(札幌法務局、札幌高等検察庁、北海道財務局、札幌国税局、北海道森林管理局、北海道運輸局)	
--	--

表3-① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

<抜粋>

（目的）

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十五 （略）

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九～二十八 （略）

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2～4 （略）

5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（注）下線は当局が付した。

表3-② 「特定建築物」及び「特別特定建築物」の範囲

特定建築物(バリアフリー法施行令第4条)	特別特定建築物(バリアフリー法施行令第5条)
1 学校	1 特別支援学校
2 病院又は診療所	2 病院又は診療所
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4 集会場又は公会堂	4 集会場又は公会堂
5 展示場	5 展示場
6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7 ホテル又は旅館	7 ホテル又は旅館
8 事務所	8 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する <u>官公署</u>
9 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) <u>若しくは</u> ボーリング場又は遊技場
13 博物館、美術館又は図書館	12 博物館、美術館又は図書館
14 公衆浴場	13 公衆浴場
15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14 飲食店
16 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18 工場	
19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20 自動車の停留又は駐車のための施設	17 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21 公衆便所	18 公衆便所
22 公共用歩廊	19 公共用歩廊

表3-③ 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）〈抜粋〉

I 略
II 分野別の基本的取組
1. 略
2. 生活環境 (具体的な施策)
(1) 略
(2) 住宅、建築物における取組の推進
・不特定多数の者や主に障害者、高齢者等が利用する特別特定建築物など建築物における移動等円滑化の促進
・ <u>国の合同庁舎など官庁施設について、窓口までの経路、障害者や高齢者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペースの整備の実施</u>
(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

表3-④ 官庁施設のバリアフリー化に関する主な基準等の概要

施設	バリアフリー化に関する基準等
出入口	(建築物移動等円滑化基準：法施行令第18条第2項第2号) ・戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造
廊下	(建築物移動等円滑化基準：法施行令第11条、第18条第2項第3号) ・階段又は傾斜路の上端に近接する部分に、視覚障害者に対して段差の存在を警告する点状ブロック（点状の突起があり、周囲の床面との色の明度等の差が大きく容易に識別できるもの）を敷設 ・戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造
階段	(建築物移動等円滑化基準：法施行令第12条) ・踏面の端部と周囲の色の明度等の差が大きく段を容易に識別できるもの ・段がある部分の上端に近接する踊場に、視覚障害者に対して警告を行うための点状ブロック（形状は「廊下」に敷設するものと同じ）を敷設 (建築設計基準3.3.23、3.6.6) ・主要な階段の手すりの端部に現在位置、誘導方向等を示す点字表示 ・庁舎内に階段の手すりについては、原則として現在階の階数、当該階の案内を点字表示 (建築設計標準2.5.1) ・手すりに現在位置及び上下階の案内情報等を点字表示
傾斜路	(建築物移動等円滑化基準：法施行令第13条、第18条第2項第4号) ・勾配が1/12を超える場合には手すりを設置（高さ16cmを超える場合も同じ） ・移動等円滑化経路（※高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）上の勾配

	<p>は1/12を超えないもの（高さ16 cm以下の場合には1/8）  （建築設計基準 3.1.5、3.3.27）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜路の手すりの端部に現在位置、誘導方向等を示す点字表示</li> </ul>
エレベーター	<p>（建築物移動等円滑化基準：法施行令第18条第2項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者の利用に支障がないよう、かご内及び乗客ロビーに、戸の閉鎖やかごの昇降方向等を音声により知らせる装置、円滑に操作することができる点字表示等付きの制御装置を設置</li> </ul> <p>（建築設計基準 3.3.24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かご内に点字銘板、自動放送装置等を適切に設置</li> </ul> <p>（建築設計標準 2.6.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点状ブロックを乗り場ボタンの位置に敷設することが望ましい</li> </ul>
便所	<p>（建築物移動等円滑化基準：法施行令第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者が円滑に利用できるよう、手すり、自動開閉構造など容易に開閉して通過できる構造の車いす使用者用便所を1以上設置</li> <li>・床置き又は受け口の高さが35 cm以下の壁掛式の小便器を1以上設置</li> </ul> <p>（建築設計基準 3.3.14）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸は引き戸として、自動式とするか、開閉が容易なよう配慮</li> <li>・移動、便座への移乗等に配慮して手すりを設置</li> <li>・ペーパーホルダー、洗浄弁の押しボタン、呼出ボタン等は使いやすく分かりやすい位置に配置</li> <li>・多機能便所の出入口付近の分かりやすい位置に便所内に設けている機能について表示</li> </ul> <p>（建築設計標準 2.7.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便器の横に手すりを設ける場合には水平、垂直方向に堅固に取り付け</li> <li>・便座に座った状態、転倒したときにも戸の届く位置に呼出ボタンを設置することが望ましい</li> <li>・便座は温水洗浄便座とすることが望ましい</li> </ul>
通路	<p>（建築物移動等円滑化基準：法施行令第16条、第18条第2項第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段がある部分には、手すりの設置、踏面の端部と周囲の色の明度等の差が大きく段を容易に識別できるもの</li> <li>・傾斜路の前後の通路との色の明度等の差が大きくその存在を容易に識別できるもの</li> <li>・戸は自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造</li> </ul>
駐車場	<p>（建築物移動等円滑化基準：法施行令第17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者が円滑に利用できるよう、幅350 cm以上の駐車施設を設置</li> </ul> <p>（建築設計基準 3.1.4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルマークの立札、路面表示等により車いす使用者用である旨を分かりやすく表示</li> <li>・道路からの出入口から車いす使用者用駐車施設まで誘導する案内表示の設置</li> </ul>
標識	<p>（建築物移動等円滑化基準：法施行令第19条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、便所又は駐車施設の付近には、当該施設があることを表示する標識を高齢者等の見やすい位置に設置</li> </ul>
案内設備	<p>（建築物移動等円滑化基準：法施行令第20条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、便所又は駐車施設について、それらの配置を表示した案内板、点字案内の設置（案内所が設置される場合</li> </ul>

	には不要)
その他	<p>[経路全般関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化経路上に階段又は段を設けない（法施行令第18条第2項第1号）</li> <li>・窓口又は受付までの動線の分かりやすさ、移動の容易さ、安全性等に十分配慮（建築設計基準2.3）</li> </ul> <p>[点字ブロック関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者移動等円滑化経路（※視覚障害者が円滑に利用できる経路）には、線上ブロック（線上の突起があり、周囲の床面との色の明度等の差が大きく容易に識別できるもの）及び点状ブロック（形状は「廊下」に敷設するものと同じ）を適切に組み合わせて敷設（法施行令第21条）</li> <li>・道路等からの出入口から庁舎の窓口、受付等までの経路に線上ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて敷設、手すり又は触知による案内を必要に応じて設置（建築設計基準3.1.2、3.3.22、3.6.5）</li> <li>・点字ブロックは出入口から受付カウンターやインターホン等の案内設備まで連続して敷設（建築設計標準2.3.1、2.13C.1）</li> <li>・戸等の前には点状ブロックを敷設することが望ましい（建築設計標準2.3.1）</li> <li>・点字ブロックは原則として全面黄色とし、周囲の床材との輝度比を十分に確保して容易に識別できるもの（建築設計基準3.6.5）</li> </ul> <p>[排水溝]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者等の動線経路上にある排水溝等の蓋は杖先、キャスター等が落ち込まない構造のもの（建築設計基準3.1.6）</li> </ul> <p>[玄関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付を設けない場合等は、玄関付近に呼出設備を設け、呼出設備まで点字ブロックを敷設（建築設計基準3.3.21）</li> </ul> <p>[内部出入口]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・扉は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造のもの（建築設計基準3.3.26）</li> </ul> <p>[手すり]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段、傾斜路、便所等の必要な場所に転倒防止、立上り又は移動の補助、視覚障害者の誘導等に配慮して適切に手すりを設置（建築設計基準3.5.1）</li> </ul> <p>[カウンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者の利用を考慮してカウンターの高さ等を設定（建築設計基準3.5.2）</li> <li>・車いす使用者用カウンター、記載台等を設置することが望ましい（建築設計表標準2.13C.1）</li> </ul> <p>[案内]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供又は外国人の利用を考慮して、ひらがな又は外国語を併記する等内容が理解できるように配慮（建築設計基準3.6.1）</li> <li>・道路からの出入口付近等の分かりやすい位置に見やすい大きさ、形状等により庁名及び官署名を表示（建築設計基準3.6.2）</li> </ul>

(注) 1 表中の「建築物移動等円滑化基準」とは、バリアフリー法の規定に基づいた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。）第10条に規定する基準を指す。「建築設計標準」とは、国土交通省が、建築物の建築主や設計者等に対して、バリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優良な設計事例などを紹介するために作成したガイドラインである、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成24年7月31日国土交通省住宅局建築指導課作成）を指す。

2 本表は、当局が上記1に掲げる各基準の内容を抜粋して作成した。

表3-⑤ 前回指摘事項に対する改善措置状況

施設		点字ブ ロック	便所	駐車場	傾斜路	階段	エレベ ーター	インタ ーホン	その他	計	改善率
札幌法務局									1(1)	1(1)	57.1%
	南出張所	1(0)							1(1)	2(1)	
	白石出張所	1(0)	1(1)	1(1)					1(0)	4(2)	
札幌高等検察庁		4(4)		2(2)			1(1)			7(7)	100%
北海道財務局			1(0)			1(1)				2(1)	33.3%
	函館財務事務所		1(0)							1(0)	
札幌国税局		3(3)							1(1)	4(4)	34.6%
	札幌北税務署	6(0)			1(0)	1(0)	1(0)	1(1)	1(0)	11(1)	
	札幌西税務署	2(0)	2(1)				2(0)		1(1)	7(2)	
	函館税務署	2(1)				1(1)				3(2)	
	旭川東税務署	1(0)								1(0)	
北海道 労働局	札幌公共職業安定所	1(1)				1(1)				2(2)	94.7%
	札幌東公共職業安定所	1(0)						1(1)		2(1)	
	釧路公共職業安定所	2(2)		1(1)						3(3)	
	札幌東労働基準監督署	2(2)	2(2)			1(1)			1(1)	6(6)	
	釧路労働基準監督署	2(2)	1(1)			1(1)		1(1)	1(1)	6(6)	
北海道森林管理局		1(0)								1(0)	0%
	根釧西部森林管理署	1(0)	1(0)	1(0)					1(0)	4(0)	
北海道 運輸局	札幌運輸支局	1(0)	1(1)		1(0)			1(0)		4(1)	55.6%
	函館運輸支局	1(1)			1(1)					2(2)	
	旭川運輸支局	2(1)								2(1)	
	釧路運輸支局	1(1)								1(1)	
計		35(18)	10(6)	5(4)	3(1)	6(5)	4(1)	4(3)	9(6)	76(44)	
改善率		51.4%	60.0%	80.0%	33.3%	83.3%	25.0%	75.0%	66.7%	57.9%	

- (注) 1 当局の調査結果による。  
 2 表中の左側数字は指摘事項数を、( )内数字は改善措置事項数で内数である(不十分な措置状況であるものについては、未改善の数字に含まれている)。  
 3 未改善又は不十分な改善措置状況を含んでいる箇所は、網掛けにしてある。  
 4 主な事例の内容は、以下のとおりである。  
 ○ 点字ブロック(総合案内等まで点字ブロックによる誘導がないもの、敷設が不適切なもの等)  
 ○ 便所(身体障害者用便所に温水洗浄式便座が設置されていないなど設備に不備があるもの、身体障害者用便所の案内が不適切なもの等)  
 ○ 駐車場(駐車場幅が基準より狭くなっているもの、立札や路面標示がないなど車いす利用者用駐車施設への案内に不備があるもの等)  
 ○ 傾斜路(傾斜路が急勾配となっているもの)  
 ○ 階段(階段の明度差が小さいもの、手すりに点字表示がないもの)  
 ○ エレベーター(エレベーター内に到着階や扉の開閉を知らせる点字表示がないなど、案内設備に不備があるもの)  
 ○ インターホン(インターホンのボタン操作に関する点字表示がないもの、設置場所が不適切なもの)  
 ○ その他(道路の案内標識が見えにくくなっているもの、誘導経路が利用しにくくなっているもの)

事例 3-①-a

<p>件名</p>	<p>○ 当局が指摘した事項についての対応方針や改善計画について人事異動時に適切な事務引継ぎが行われていないため、改善措置を講じなかったもの</p>
<p>機関名</p>	<p>札幌法務局南出張所、同局白石出張所</p>
<p>改善措置を講じなかったもの (写真参照)</p>	<p>(点字ブロック関係) ○ 点字ブロックを敷設していないもの 2 事例全てが未改善 (札幌法務局南出張所、札幌法務局白石出張所) (案内標識関係) ○ 案内標識が見えにくくなっているもの 1 事例が未改善 (札幌法務局白石出張所)</p>
<p>○ 札幌法務局における取組状況</p> <p>前回、当局が改善意見を通知した後、札幌法務局からは、「今回の調査結果の事例については、直ちに利用者の利便性に支障を及ぼすものではないと考えているが、今般の調査結果を踏まえ、関係機関との連携協力を図り、予算状況も勘案した上で必要な改善措置を実施してまいりたい。」との回答を得ていた。その後、身体障害者等対応筆記台の導入、道路に設置した案内標識を覆い隠していた街路樹の伐採、身体障害者用便所及び車いす使用者用駐車施設の案内表示については、平成 24 年度中に改善措置が講じられている。</p> <p>しかし、残る点字ブロック関係 (札幌法務局南出張所、同局白石出張所) 及び案内標識関係 (札幌法務局白石出張所) については、次のとおり、改善措置が講じられていない。</p> <p>(点字ブロック関係)</p> <p>札幌法務局南出張所及び同局白石出張所の点字ブロックについては、平成 25 年度に改修工事を計画し、法務省本省に施設整備費に係る予算要求を行ったが、予算措置が講じられなかった。</p> <p>平成 26 年度以降も継続して予算要求を行うか又は自局予算による改修を検討すべきであったが、担当者間における引継ぎが十分に行われなかったため、予算要求等が行われず、今回の調査に至るまで改善されていない。</p> <p>なお、札幌法務局は、平成 28 年度内に改修工事を行う予定である。</p> <p>(案内標識関係)</p> <p>札幌法務局白石出張所の案内標識については、上記 2 機関における点字ブロック改修工事に関する予算要求と併せて、道路側に張り出す改修内容で法務省本省に予算要求したが予算措置が講じられず、その後も、担当者間における事務引継ぎが十分に行われなかったため、改善措置が講じられないままとなっていた。</p> <p>平成 26 年度にも毎年度実施していた庁舎内の設備の不具合や破損等についての点検の中で、当局の指摘事項と同様、標識が見えにくくなっているということが再び問題となり、改善を検討したが、結果的に現在まで具体的な改善措置が講じられないままとなっている。</p> <p>今回の当局の調査結果を受け、札幌法務局は、改めて事業者から見積書を取るなどして、改善策を検討したが、i) 現在の標識の支柱を使って案内標識を道路側に張り出す方法をとった場合、構造上、案内標識全体のバランスが崩れ危険であること、ii) 案内標識の移設又は新規設置する場合、その経費が約 400 万円と多額であり、予算措置が難しいこと、iii) そのほかに代替となる改修方法が見つからないことなどの理由から、現時点では早急に改善措置を講じることが困難とし、引き続き改善方法が検討されることとなった。</p>	

(点字ブロック関係)

- インターホンまでの点字ブロックの敷設がない  
(札幌法務局南出張所)



(札幌法務局白石出張所)



(案内標識関係)

- 案内標識が小学校のグラウンドのネットの陰に隠れて見えにくくなっている  
(札幌法務局白石出張所)



事例 3-①-b

件名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当局が指摘した事項についての対応方針や改善計画について人事異動時に適切な事務引継ぎが行われていないため、改善措置を講じなかったもの</li> <li>○ 当局が指摘した事項について、改善措置を講じる必要性がないと誤認してしまったため、改善措置を講じなかったもの</li> </ul>
機関名	北海道財務局、同局函館財務事務所
改善措置を講じなかったもの (写真参照)	<p>(便所関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者用便所が温水洗浄式便座ではないもの 2 事例全てが未改善 (北海道財務局、函館財務事務所)</li> </ul>
<p>○ 北海道財務局における取組状況</p> <p>前回、当局が改善意見を通知した後、北海道財務局からは、「便所については、利用者の利便性や快適性及び予算状況を勘案して改善措置を検討してまいりたい。」との回答を得ていた。</p> <p>① 函館財務事務所の便所関係については、前回、当局が改善意見を通知した後、温水洗浄式便座の工事についての具体的な対応方針や改善計画がなかったため、改善措置が講じられていなかった。その後、平成 27 年頃に、北海道開発局から、入居する合同庁舎の営繕工事（給排水工事）の一環として温水洗浄式便座の工事を実施する提案を受け、これにより工事を行う予定であったが、国土交通省本省から営繕工事に係る予算措置が講じられず、現在も未改善のままとなっている。</p> <p>今後、函館財務事務所は、合同庁舎の分担金により改善措置を講じることが可能であるか検討していく予定であるとしている。</p> <p>② 北海道財務局の便所関係については、当局が改善意見を通知したときに、改善措置を講じる必要性がないと誤認したため特段の措置が講じられていなかったが、今回の当局の調査を受け、同局は、改めて改善する必要性を認識し、平成 29 年 3 月に温水洗浄式便座の設置工事を実施する予定である。</p>	

写真

(便所関係)

○ 身体障害者用便所が温水洗浄式便座となっていない

(北海道財務局)



(函館財務事務所)



事例 3-①-c

<p>件名</p>	<p>○ 当局が指摘した事項についての対応方針や改善計画について人事異動時に適切な事務引継ぎが行われていないため、改善措置を講じなかったもの</p>
<p>機関名</p>	<p>札幌国税局札幌北税務署、同局札幌西税務署、同局函館税務署、同局旭川東税務署</p>
<p>改善措置を講じなかったもの (写真参照)</p>	<p>(点字ブロック関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点字ブロックが敷設されていないもの 11 事例のうち 8 事例が未改善(札幌北税務署、札幌西税務署、函館税務署、旭川東税務署)</li> <li>○ 点字ブロックの色が適切でないもの 2 事例のうち 1 事例が未改善(札幌北税務署)</li> <li>○ 点字ブロックが破損等しているもの 1 事例が未改善(札幌北税務署) (便所関係)</li> <li>○ 身体障害者用便所の案内が不適切なもの 1 事例が未改善(札幌西税務署) (傾斜路関係)</li> <li>○ 傾斜路が急勾配となっているもの 1 事例が未改善(札幌北税務署) (階段関係)</li> <li>○ 階段の手すりに点字表示がないもの 1 事例が未改善(札幌北税務署) (エレベーター関係)</li> <li>○ エレベーター内の案内設備に不備があるもの 3 事例全てが未改善(札幌北税務署、札幌西税務署) (その他)</li> <li>○ 経路が利用しにくいもの 1 事例が未改善(札幌北税務署)</li> </ul>
<p>○ 札幌国税局における取組状況</p> <p>前回、当局が改善意見を通知した後、上部機関である札幌国税局からは、「指摘のあった事項については、その趣旨を踏まえ、例えば点字ブロックが不足しているものについては新たに点字ブロックを敷設するなど、可能なものからすでに対応を行っており、今後についても、厳しい予算事情の中ではあるが、対応できるものから順次対応していきたいと考えている。」との回答を得ていた。</p> <p>当局が改善意見を通知した後、札幌国税局は、当局の指摘以前から計画されていた札幌北税務署の玄関ポーチの工事において、設計変更によりインターホン関係の改善措置を講じている。しかし、これら以外の指摘事項である点字ブロック(10 事例)、便所(1 事例)、傾斜路(1 事例)、階段(1 事例)、エレベーター(3 事例)、その他(1 事例)については、玄関ポーチの工事と併せて、改善に向けた工事の実施について検討されたものの、工事内容に盛り込まれなかった。その後も、当局指摘事項に対する具体的な対応方針や改善計画の適切な事務引継ぎが行われていないため、現在も未改善のままとなっている。</p>	

(点字ブロック関係)

- 点字ブロックの色が床と同系色となっている札幌北税務署



- 点字ブロックがエレベーターの操作ボタン前に敷設されていない(札幌北税務署)



(便所関係)

- 執務室のドア付近の壁に貼られた便所の案内に、身体障害者用便所の案内表示がない(札幌西税務署)



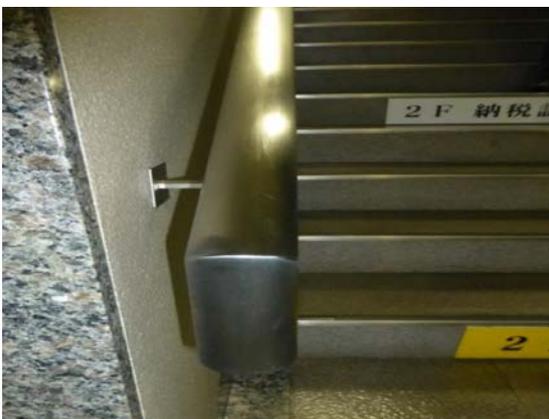
(傾斜路関係)

- 傾斜路が急勾配となっており手すりも設置されておらず車いす利用者にとって利用しにくい(札幌北税務署)



(階段関係)

- 階段の手すりに点字表示がない(札幌北税務署)



(エレベーター関係)

- ロビーの案内表示やエレベーターにおいて点字や音声等により総合受付が2階である旨の案内が行われていない(札幌北税務署)



事例3-①-d

<p>件名</p>	<p>○ 当局が指摘した事項についての対応方針や改善計画について人事異動時に適切な事務引継ぎが行われていないため、改善措置を講じなかったもの</p> <p>○ 工事業者に対し当局の指摘内容を踏まえた適切な工事内容の指示をしていなかった結果、改善措置が不十分なもの</p>
<p>機関名</p>	<p>北海道森林管理局、同局根釧西部森林管理署</p>
<p>改善措置を講じなかったもの (写真参照)</p>	<p>(点字ブロック関係)</p> <p>○ 点字ブロックが全く敷設されていないもの2事例うち1事例は未改善、1事例は改善が不十分(北海道森林管理局、根釧西部森林管理署)</p> <p>(便所関係)</p> <p>○ 身体障害者用便所の設備に不備があるもの1事例が未改善(根釧西部森林管理署)</p> <p>(駐車場関係)</p> <p>○ 身体障害者用便所の案内が不適切なもの1事例が未改善(根釧西部森林管理署)</p> <p>(案内表示関係)</p> <p>○ 庁舎入口や来庁者用駐車場への案内表示がないもの1事例が未改善(根釧西部森林管理署)</p>
<p>今回新たに改善措置を講じる必要が認められたもの</p>	<p>○ 車いす使用者用駐車施設が雪に埋もれているもの(北海道森林管理局)</p>
<p>○ 北海道森林管理局における取組状況</p> <p>前回、当局が改善意見を通知した後、北海道森林管理局からは、「指摘事項については、今後、予算要求を行った上、予算の状況、優先順位を勘案しつつ対応して参りたい。」との回答を得ていた。</p> <p>① 北海道森林管理局の点字ブロック関係については、当時の担当者が改善措置を講じている。しかしながら、工事業者に対し当局の指摘内容を踏まえた適切な工事内容の指示をせず設計を業者の判断に任せていた結果、点字ブロックと床の色が同系色となってしまう、視覚障害者にとっては見えにくいおそれがある状況となっている。</p> <p>また、便所関係、駐車場関係及び案内表示関係の未改善事項については、前回調査で指摘を受けた後、北海道森林管理局は、各森林管理署に対して、指摘事項の内容を指示したが、その後の担当者の異動の際に適切に事務引継ぎが行われていなかったため、未改善のままとなっている。</p> <p>なお、同局は、林野庁本庁に対して、これらの事例を改善するための予算要求を行ったところである。</p> <p>② 今回新たに改善が認められるものについて</p> <p>今回の当局の実地調査において、身体障害者用駐車スペースに雪が積もり、かつ、当該スペースを示す立札等もないため、利用できなくなっている状況がみられた。</p> <p>なお、北海道森林管理局は、今回の当局の調査を契機に、当該箇所の除雪を実施し、改善措置を講じている。</p>	

(点字ブロック関係)

- 庁舎内に点字ブロックを敷設したものの、点字ブロックと床が同系色となっている (北海道森林管理局)



(便所関係)

- 身体障害者用便所に職員呼出用のボタンが設置されていない (根釧西部森林管理署)



(駐車場関係)

- 車いす使用者用駐車施設を案内する立札や路面標示がない (根釧西部森林管理署)



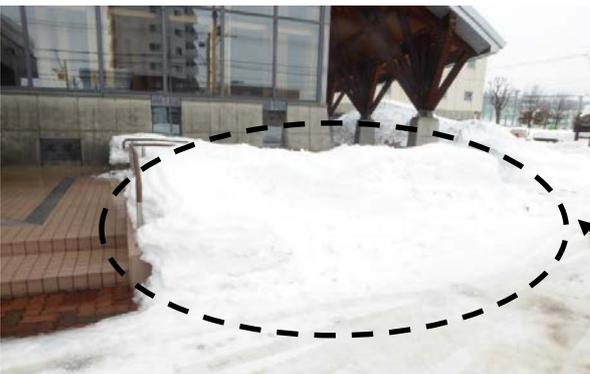
(その他関係)

- 庁舎入口及び来庁者用駐車場の案内がない (根釧西部森林管理署)



(今回新たに改善が認められるもの)

- 身体障害者用駐車スペースと指定された場所には雪が堆積しており、かつ、同場所であることを示す立札等もない (北海道森林管理局)



身体障害者用駐車スペースがある場所

事例3-①-e

件名	○ 当局が指摘した事項についての対応方針や改善計画について人事異動時に適切な事務引継ぎが行われていないため、改善措置を講じなかったもの
機関名	北海道運輸局札幌運輸支局、同局旭川運輸支局
改善措置を講じなかったもの (写真参照)	<p>(点字ブロック関係)</p> <p>○ 点字ブロックが敷設されていないもの5事例のうち2事例が未改善(札幌運輸支局、旭川運輸支局)</p> <p>(傾斜路関係)</p> <p>○ 傾斜路が急勾配となっているもの2事例のうち1事例が未改善(札幌運輸支局)</p> <p>(インターホン関係)</p> <p>○ インターホン設備に不備があるもの1事例が未改善(札幌運輸支局)</p>
<p>○ 北海道運輸局における取組状況</p> <p>前回、当局が改善意見を通知した後、北海道運輸局からは、「今般の指摘事項を踏まえ、早急に改善が図れる点字ブロック上のマットの撤去及び利用者に対して分かりやすい案内板の表示について改善を図った。また、その他の指摘事項についても改善に向け適切な対応を検討して参りたい。」との回答を得ていた。</p> <p>前回の指摘事項のうち、函館運輸支局及び釧路運輸支局に係る指摘の点字ブロックや傾斜路に係るものについては、国土交通省本省に対して予算要求を行い、改修工事が行われ改善されている。</p> <p>しかし、札幌運輸支局及び旭川運輸支局に係る指摘事項については、今後の庁舎改修時の検討課題とし、具体的な対応方針や改善計画を作ることなく平成27年度に至ったため、改善措置が講じられていなかった。その後、平成27年10月に、国土交通省本省の指示を受けて実施した各支局のバリアフリー状況の点検の際に、改めて、前回当局が指摘した内容と同じ問題点を発見し、改善の必要性を認識した。このため、北海道運輸局は、平成28年度に、大規模な工事になる点字ブロック関係及び傾斜路関係については、国土交通省本省に対し予算要求を行い、それ以外のインターホン関係については、独自予算で対応することとしていたが、今回の当局の調査日現在において未改善のままとなっている。</p>	

(点字ブロック関係)

- 道路や駐車場から受付窓口に至るまで、来庁者を誘導する点字ブロックが全く敷設されていない (札幌運輸支局)



(点字ブロック関係)

- インターホンまでの点字ブロックの敷設がない (旭川運輸支局)



(傾斜路関係)

- 傾斜路が急勾配となっている (札幌運輸支局)



(インターホン関係)

- 職員呼出用のインターホンが、急勾配の傾斜路の上端部脇に設置されている (札幌運輸支局)



### 事例 3-②-a 改善が進んでいる機関の取組状況

機関名	札幌高等検察庁
改善状況	前回、当局が指摘した7事例（点字ブロック関係4事例、駐車場関係2事例、エレベーター関係1事例）における改善措置状況をみると、全て改善措置を講じている状況であった。
<p>○ 札幌高等検察庁における取組状況</p> <p>前回、当局が改善意見を通知した後、札幌高等検察庁からは、「本調査結果の事例については、直ちに高齢者、障害者等の利便及び安全に支障を及ぼすことはないと思料するが、今般の調査結果を踏まえ、予算状況等を勘案した上で必要に応じて改善措置を実施していきたい。」との回答を得ていた。</p> <p>その後、札幌高等検察庁は計画的に改善措置を講じており、平成24年度内には、点字ブロックがマットで覆われているものの位置を変更し、早急に改善措置を講じた。また、平成25年度には、駐車場関係、屋外の点字ブロック関係及びエレベーター関係について、26年度には屋内の点字ブロック関係について、それぞれ改善措置を講じている。</p>	

### 事例 3-②-b 改善が進んでいる機関の取組状況

機関名	北海道労働局札幌公共職業安定所、同局札幌東公共職業安定所、同局釧路公共職業安定所、同局札幌東労働基準監督署、同局釧路労働基準監督署
改善状況 (写真参照)	前回、当局が北海道労働局管内の上記下部機関5機関に対し指摘した18事例（点字ブロック関係8事例、便所関係3事例、階段関係3事例、インターホン関係2事例及びその他2事例）における改善措置状況をみると、今後、工事の実施が予定されている1事例を除き、全て改善されている。
<p>○ 北海道労働局における取組状況</p> <p>前回、当局が改善意見を通知した後、北海道労働局からは、「改善を要すると認められる事項については、予算確保のうえ設備改修を実施するが、所要経費が高額な事案については、既存施設の劣化状況を勘案のうえ改修時期を設定する。」との回答を得ていた。</p> <p>北海道労働局は、下部機関の施設や設備のバリアフリー化の実施状況について、下部機関に自ら点検させ、同局に報告させており、当局の指摘事項及び当該点検の結果、改善措置が必要と認められた事項については、優先順位を定め計画的に改善措置を講じている。</p> <p>このような取組を通じて、北海道労働局は、i)平成25年度には、来庁者が多く使用頻度の多いインターホン関係について優先的に改善措置を講じ、ii)26年度には、札幌公共職業安定所（点字ブロック関係、階段関係）、釧路公共職業安定所（点字ブロック関係、駐車場関係）、札幌東労働基準監督署（点字ブロック関係）及び釧路労働基準監督署（点字ブロック関係、便所関係、階段関係、インターホン関係）の要改善事例について、iii)27年度には、札幌東労働基準監督署（階段関係、便所関係）及び釧路労働基準監督署（その他関係）の要改善事例について、それぞれ改善措置を講じている。</p> <p>なお、現在未改善となっている札幌東公共職業安定所の点字ブロックの敷設については、平成29年3月上旬に工事を実施し、全ての指摘事項について、改善を終える予定である。</p>	

(点字ブロック関係)

- 庁舎玄関の風除室内の自動ドア前に警告ブロックが全く敷設されていないもの（札幌東公共職業安定所）



事例3-③ バリアフリー化に関する自主点検の取組状況

調査対象機関名	調査対象機関 22 機関
---------	--------------

北海道労働局は、下部機関に対して、庁舎の既存施設の維持・管理のための点検に加え、バリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化基準」に適合させるための「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」を基にバリアフリーの状況について自主点検を行うよう指示し、その結果を報告させている。

このため、下表のとおり、調査対象機関 22 機関のうち、同局の下部機関 5 機関においては、障害者の利便性・安全性の向上の観点から、「障害者にとって利用しにくい状況はないか」、「庁舎内を円滑に移動できない状況はないか」といった視点についても意識し、バリアフリー法に基づく基準を踏まえて自主点検を実施していた（前出事例 3-②-b）。

一方、他の 17 機関においては、庁舎内の設備の不具合や破損等を発見し、改善を行う既存施設の維持・管理のための点検内容にとどまっていた。

表 北海道労働局の下部機関 5 機関における自主点検事項

区分	北海道労働局の下部機関
施設の維持・管理に係る点検事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点字ブロックが破損していないか</li> <li>○ 身障者用トイレや階段手すりにぐらつきはないか</li> <li>○ トイレ等呼出し装置が正常に作動するか</li> <li>○ 階段の滑り止めに浮きや剥がれはないか 等</li> </ul>
建築物移動等円滑化基準に係る点検事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 案内設備までの経路に、点字ブロックの設置はあるか</li> <li>○ 階段や傾斜路の上端に点字ブロックがあるか</li> <li>○ エレベーターやトイレ、駐車施設の表示が見やすい位置にあるか</li> <li>○ インターホンは、車いすに座ったままで届く高さに設置してあるか 等</li> </ul>

(注) 当局の調査結果による。

#### 4 その他

##### (1) 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の推進

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>自動体外式除細動器（以下「AED」という。AED：Automated External Defibrillator）は、心肺停止者が発生した場合に使用されることでその後の救命や社会復帰の点で優れた効果があるとされている医療機器であり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める適切な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されている。</p> <p>一方、厚生労働省は、平成16年7月に、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても医師法（昭和23年法律第201号）違反にならないことを示しており、それ以降、国の行政機関の庁舎等への設置台数は増加している。</p> <p>このように、AEDの有する性能等に鑑み、厚生労働省は、国の行政機関等が設置、管理するAEDについて、i) 点検担当者の配置による日常点検等の実施等、適切な管理等の実施について要請するとともに、ii) AEDを設置する国の行政機関においても多くの職員がAEDを使用できるよう職員を対象としたおおむね2年間隔での定期的な講習の実施、iii) AEDが必要な時に迅速に使用できるようその設置場所等に関する情報の一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）への登録等を求めている。</p> <p>以上のようなAEDを巡る状況を踏まえ、当局は、平成26年度に「国の行政機関における自動体外式除細動器（AED）の設置、管理等に関する調査」を実施した。同調査は、北海道内に所在する国の行政機関等におけるAEDの設置状況等の概況調査を実施するとともに、この中から、来庁者が多いと考えられる行政機関25機関を抽出して実地調査（以下「26年度実地調査」という。）したもので、この結果、改善が必要な状況がみられた24機関に対して、平成27年4月16日に改善意見を通知している。</p> <p>26年度実地調査では、25機関を対象に、AEDに係るi) 日常点検の実施状況（点検担当者等の配置、点検頻度、点検結果の記録等）、ii) 設置場所の表示等の状況（設置場所の表示、保管場所）、iii) 職員に対する講習の実施状況（合同庁舎の管理官署又は単独庁舎等に入居する官署における講習）、iv) 設置情報の登録、公表状況（財団への登録、自官署ホームページにおける公表）について調査しており、その結果、24機関に対して延べ100事項に関する改善意見を通知している。</p> <p>当局が改善意見を通知した機関数及び改善事項数（割合）は、i) 設置情報の登録、公表状況に関するものが24機関（100%）43事項（43.0%）と最も多く、次いで、ii) 設置場所の表示等の状況に関するものが16機関（66.7%）19事項（19.0%）、iii) 職員に対する講習の実施状況に関するものが14機関（58.3%）14事項（14.0%）、iv) 日常点検の実施状況に関するものが13機関（54.2%）24事項</p>	<p>表4-(1)-①</p> <p>表4-(1)-②</p> <p>表4-(1)-③</p> <p>表4-(1)-④</p> <p>表4-(1)-⑤</p> <p>表4-(1)-⑥</p> <p>表4-(1)-⑦</p>

<p>(24.0%) となっている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査対象 24 機関における改善措置状況について調査した結果、改善意見を通知した全ての事項について改善措置が講じられていたものは 19 機関 (79.2%) となっている。改善措置が講じられた事項を事項別にみると、AED の設置場所の表示等に関する事項及び設置情報の登録、公表に関する事項については、24 機関全てにおいて改善措置が講じられていた。</p> <p>しかしながら、AED に係る日常点検の実施状況及び職員に対する講習の実施状況について、以下のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p><b>ア 日常点検等の実施状況</b></p> <p>26 年度実地調査では、13 機関に対して改善意見を通知しており、今回調査した結果、12 機関 (92.3%) では改善措置が講じられていた。</p> <p>しかし、次のとおり、改善措置が不十分となっているものが 1 機関、今回の調査で新たに適切でない状況を把握したものが 4 機関みられた。</p> <p>(改善措置が不十分となっているもの：1 機関)</p> <p>点検担当者が不在の場合の改善措置として点検補助者を配置する措置を講じていたが、両者が不在となり点検が実施されていない日が生じているもの (札幌国税局苫小牧税務署)</p> <p>(今回の調査で新たに適切でない状況を把握したもの：4 機関)</p> <p>① 合同庁舎に共用で設置している AED の日常点検等について、人事異動時に担当者間による事務引継ぎが適切に行われなかったため、点検記録がなく、点検の実施状況を確認できないもの (札幌国税局)</p> <p>② 毎日点検の実施に係る改善措置は講じられたが、上部機関が実施を指示している毎月 (年) 点検結果についての点検記録がなく、点検の実施状況を確認できないもの (2 機関：札幌法務局西出張所、北海道運輸局北見運輸支局)</p> <p>③ 合同庁舎に共用で設置している AED の日常点検については、同庁舎の警備業務を請け負っている事業者が実施しているが、管理官署が毎月 (年) 点検の実施について特段の指示を行っていないため、点検記録がなく、点検の実施状況を確認できないもの (北海道財務局)</p> <p><b>イ 職員に対する講習の実施状況</b></p> <p>(ア) 合同庁舎の管理官署における講習の実施状況</p> <p>26 年度実地調査では、合同庁舎の管理官署として入居官署の職員を対象とし</p>	<p>表 4-(1)-⑦ (再掲)</p> <p>事例 4-(1)-ア-①</p> <p>事例 4-(1)-ア-②</p> <p>事例 4-(1)-ア-③</p> <p>事例 4-(1)-ア-④</p>
--	---

<p>た講習の実施状況について、6機関に対して改善意見を通知しており、今回調査した結果、5機関（83.3%）では、改善措置が講じられていた。</p> <p>しかし、当局は、他の入居官署の職員も含めて講習を実施するよう改善意見を通知したが、人事異動時に担当者間による事務引継ぎが適切に行われなかったため、他の入居官署の職員を対象とせず、自官署の職員のみを対象とした講習を実施しているもの（札幌国税局）がみられた。</p> <p>一方で、他の合同庁舎の管理官署の中には、講習の対象者を合同庁舎入居官署の職員に限定せず、合同庁舎の付近住民にも周知することにより参加者の対象を広げ、地域に根ざした取組を行っているもの（北海道財務局釧路財務事務所）がみられた。</p>	<p>表4-(1)-⑦ （再掲） 事例 4-(1)-イ-①  事例 4-(1)-イ-②</p>
<p><b>（イ）単独庁舎等に入居する機関における講習の実施状況</b></p> <p>26年度実地調査では、単独庁舎等に入居する機関における講習の実施状況について、8機関に対して改善意見を通知しているが、今回調査した結果、適切でない事例は認められなかった。</p> <p>なお、自らの機関で講習を実施する場合、地元消防機関から講師を招請して職員を受講させる例が多いが、職員数の少ない機関にとっては、執務時間中に参加可能な職員が少なく、講師の招請が困難となっている。今回調査対象とした上記8機関の中には、次のとおり、職員が講習を受ける機会を拡大するために、講習の実施方法を工夫しているものがみられた。</p> <p>① 職員の一部を地元消防機関が開催する講習に派遣し、派遣された職員が他の職員に対して、講習内容をフィードバックしているもの（札幌国税局苫小牧税務署）</p> <p>② 同一地域に所在する下部機関が連携し、講習を実施することを奨励しているもの（北海道労働局）</p> <p>このように、消防機関からの講師派遣要件や参加職員数が限定されるために自機関で講習を実施することが困難な機関については、消防機関との連携はもとより、他機関等と連携するなど講習の実施方法を工夫し、職員が講習を受ける機会を拡大することが望まれる。</p>	<p>表4-(2)-⑦ （再掲）   事例 4-(1)-イ-③  事例 4-(1)-イ-④</p>
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係行政機関は、AEDの適切かつ効果的な利用等を図る観点から、下部機関を含め、次の措置を講じる必要がある。</p> <p><b>（日常点検等の実施）</b></p> <p>① 日常点検結果を記録していない機関について、点検結果を記録し、一定期間保管すること。また、点検担当者及び点検補助者の両者が不在等の場合に備えた対応を検討し、全ての開庁日に点検を励行すること。（札幌国税局）</p> <p>② 毎月（年）点検を記録していない機関について、点検結果を記録し、一定</p>	

<p>期間保管すること。(札幌法務局、北海道財務局、北海道運輸局)</p> <p><b>(講習の実施)</b></p> <p>共用のAEDを設置している合同庁舎の管理官署のうち、他の入居機関の職員を対象とした講習を定期的実施していないところについて、できるだけ多くの入居機関の職員が講習を受講する機会を設けること。(札幌国税局)</p>	
--	--

表 4-(1)-①「非医療従事者による自動対外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年 9 月 21 日改正）（抜粋）

（非医療従事者による AED の使用について）

救命の現場に居合わせた一般市民が AED を用いることには、一般的に反復継続性が認められず、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反にはならないものと考えられる。

（業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者（非医療従事者）が AED を用いても医師法違反とならないものとされるための条件）

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED 使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用される AED が医療用具として薬事法上の承認を得ていること

（注）下線は当局が付した。

表 4-(1)-②「自動対外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416001 号、薬食発 0416001 号各都道府県宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

別紙 AED の設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AED の設置者（AED の設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置した AED の日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AED の使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AED の点検担当者は、AED の日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED 本体のインジケータのランプの色や表示により、AED が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように AED 本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入する AED については、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AED に取り付けて下さい。

（注）下線は当局が付した。

表4-(1)-③ AEDの適切な管理等の実施に係るQ&A（平成21年4月16日）（抜粋）

・点検担当者の役割と配置について

Q1 AEDの点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

A 一つ目は、日常点検としてインジケータ（AEDが正常かどうかを示すランプや画面）によりAEDが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。（日常点検についてはQ7～Q13をご参照下さい。）二つ目は、消耗品の管理として、AEDに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期（使用期限等）を把握し、期限切れになる前に交換することです。（消耗品の管理については、Q20～Q24をご参照下さい。）

Q2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

A AEDが設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行うことでも差し支えありません。

なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q3 点検担当者に資格は必要ですか。

A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AEDの使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

（略）

・日常点検について

Q7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

A AEDは自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行われ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

（略）

Q9 インジケータの確認は、毎日、行わなければなりませんか。

A AEDは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行っていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AEDを使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行って下さい。

・点検記録について

Q10 どのような内容を記録するのですか。

A 日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する（例えば、丸印を付けるなど）のみで十分です。

なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11 点検記録には、決められた様式などがありますか。

A 決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいても結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。

なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12 点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

A 点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AEDを使用する際、そのAEDが正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

（以下略）

（注）厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

表 4-(1)-④ 「非医療従事者による自動対外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

（略）

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講義の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の受講に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の習得に努めること。

（略）

別添1 自動対外式除細動器（AED）を使用する非医療従事者（一般市民）に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間 例 (分)
イントロダクション	コースの概説 救命の連鎖の重要性	救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	15
<u>心肺蘇生(実技)</u>	反応の確認、通報、呼吸の確認	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸含む)が実施できる	10
	胸骨圧迫(心臓マッサージ)	有効な胸骨圧迫が実施できる	15
	気道の確保と人工呼吸	気道の確保と人工呼吸が実施できる	15
	シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩			15
<u>AEDの使用(実技)</u>	AEDの使用 方法 (ビデオあるいはデモ)	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する AEDの使用方法和注意点を理解する	10 10
	指導者による使用方法の実際の 呈示	シナリオに対応して、安全にAEDを使用できる	35
	AEDの実技		
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の 確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計(例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児（乳児を除く）への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5：1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10：1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、講習目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

表 4-(1)-⑤ 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団)  
(抜粋)

(略)

6 AEDの使用の教育・訓練の重要性

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている、AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的を受けておくことが必要である。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

表 4-(1)-⑥ 「自動対外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知  
依頼）（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416001 号、薬食発 0416001 号各都道府県宛て厚生労働省医政  
局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

別紙 AED の設置者等が行うべき事項等について

（略）

4. AED の設置情報登録について

AED の設置情報登録については、平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330007 号厚生労働省医政局指導課長通知「自動対外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AED の設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AED の設置場所について公表を同意いただいた場合には、AED の設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在する AED の設置場所について把握し、必要な時に AED が迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AED に重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AED を家庭や事業所内に設置している場合等では、AED の設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

表4-1(1)-⑦ 調査対象機関における26年度実地調査結果に対する改善状況

実地調査対象機関		日常点検の実施状況				設置場所の表示等の状況		職員に対する講習の実施状況		設置情報の登録、公表状況		改善通知事項数  【】内の数値は、改善措置が不十分又は講じられていない数、()内の数は、今回の調査の結果、新たに適切でないことが認められた数で外数である。
地方支分部局	出先機関	点検担当者	点検頻度	点検結果の記録	表示ラベルの記載	設置場所の表示	保管場所	合同庁舎管理官署における講習	単独庁舎等に入居する官署における講習	財団への登録	自官署ホームページにおける公表	
札幌法務局	①西出張所	◎		★					◎	◎	◎	4【0】(1)
	②函館地方法務局					◎					◎	2【0】
	③旭川地方法務局		◎		◎	◎					◎	4【0】
	釧路地方法務局 ④帯広支局		◎			◎				◎	◎	4【0】
	⑤札幌高等検察庁	◎		◎				◎		◎	◎	5【0】
	⑥北海道財務局			★		◎		◎		◎	◎	4【0】(1)
	⑦函館財務事務所					◎					◎	2【0】
	⑧旭川財務事務所		◎							◎	◎	3【0】
	⑨釧路財務事務所					◎		◎		◎	◎	4【0】
	⑩小樽出張所							◎		◎	◎	3【0】
	⑪函館税関					◎		◎		◎	◎	4【0】
	⑫札幌国税局	★	★	★		◎		●		◎	◎	4【1】(1)
	⑬旭川東税務署			◎	◎	◎				◎	◎	5【0】
	⑭室蘭税務署		◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	7【0】
	⑮苫小牧税務署	◎	◎	●	◎	◎	◎		◎	◎	◎	9【1】
北海道労働局	⑯釧路労働基準監督署	◎				◎	◎		◎	◎	◎	6【0】
	⑰札幌東公共職業安定所				◎						◎	2【0】
	⑱北見公共職業安定所					◎			◎	◎	◎	4【0】
	⑲苫小牧公共職業安定所					◎			◎	◎	◎	4【0】
北海道開発局	⑳札幌開発建設部			◎		◎			◎	◎	◎	5【0】
	㉑国営滝野公園(注4)					◎				◎	◎	3【0】
北海道運輸局	㉒釧路運輸支局	◎		◎					◎	◎	◎	5【0】
	㉓北見運輸支局	◎	◎	◎★					◎	◎	◎	6【0】(1)
札幌管区气象台	㉔函館地方气象台									◎		1【0】
	㉕稚内地方气象台											
○ 実地調査は25機関を調査対象とし、調査の結果、24機関に対し改善意見を通知。今回調査の結果、24機関中19機関(79.2%)が改善、5機関において適切でない状況		6:0	6:0	7:6	5:0	16:0	3:0	6:5	8:0	21:0	22:0	100【2】(4)
		・通知した13機関(54.2%)24事項(24.0%)のうち1機関1事項に改善措置が不十分。 ・また、今回の調査の結果、新たに適切でない事項が認められた機関が4機関4事項				・通知した16機関(66.7%)19事項(19.0%)、全て改善		・通知した14機関(58.3%)14事項(14.0%)のうち1機関1事項に改善措置が未実施		24機関(100%)43事項(43.0%)全て改善		24機関100事項のうち24機関98事項が改善。ただし、今回の調査の結果、新たに適切でない事項がみられた機関が4機関4事項

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表内の網掛けをした5機関は、当局の改善意見に対する措置が不十分、又は今回の調査の結果、新たに適切でない事例がみられた機関である。

3 表内の「◎印」は改善措置が図られた事項、「●印」は改善措置が不十分又は講じられていない事項、また、3機関に付した「★印」は今回の調査の結果、新たに適切でないことが認められた事項を示す。

4 国営滝野公園は「国営滝野すずらん丘陵公園事務所」である。

## 【事例表】

### ア 日常点検等の実施状況に関する事例（5機関5事例）

（改善措置が不十分となっているもの）

#### 事例表 4-(1)-ア- ①

- 点検担当者が不在の場合の改善措置として点検補助者を配置する措置を講じていたが、両者が不在となり点検が実施されていない日が生じているもの

（1機関1事例）

- 調査対象機関名：札幌国税局苫小牧税務署（単独庁舎入居）
- AED設置数：専用1台

#### 【事例の説明】

当局は、26年度実地調査における苫小牧税務署に対する調査結果を踏まえ、同署の上部機関である札幌国税局に対し、「開庁日に日常点検を実施していない官署について、全ての開庁日に点検を励行すること。また、点検担当者が1人のみの官署について、補助者を指名するなどして点検担当者が休暇を取得した日にも点検を励行すること」等を内容とした改善意見を通知し、同局から同署については「平成27年4月1日から、日々の日常点検結果を記録し、保管している。また、点検担当者は2名体制であり、一方の不在時に対応している。」との回答を得ていた。

今回、苫小牧税務署における日常点検等の実施状況をみると、点検担当者と点検補助者が、休暇で両者が不在となったため、当日の日常点検が実施されていない日が生じており、不在の場合の対応についても特に講じられないままとなっていた。

（今回の調査で新たに適切でない状況を把握したもの）

#### 事例表 4-(1)-ア- ②

- 合同庁舎に共用で設置しているAEDの日常点検等について、人事異動時に担当者間による事務引継ぎが適切に行われなかったため、点検記録がなく、点検の実施状況を確認できないもの

（1機関1事例）

- 調査対象機関名：札幌国税局（札幌第2合同庁舎管理官署）
- AED設置数：共用1台、専用2台

#### 【事例の説明】

札幌国税局が設置している3台のAEDのうち、同局専用として設置している2台については、同局厚生課において日常点検等の管理を実施している。一方、共用のAED1台については、合同庁舎1階駐車場玄関警手室横に設置され、同局会計課が管理している。

今回、3台のAEDについての日常点検等の実施状況をみると、共用の1台の点検記録がなく、点検の実施状況が確認できないものとなっている。同局では、この理由として、人事異動時に担当者間による日常点検等を実施する旨の事務引継ぎが適切に行われなかったことを挙げている。

事例表 4-(1)-ア- ③

- 毎日点検の実施に係る改善措置は講じられたが、上部機関が実施を指示している毎月(年)点検結果について、点検記録がなく、点検の実施状況を確認できないもの

(2 機関 2 事例)

- 調査対象機関名：札幌法務局西出張所（単独庁舎入居）

- A E D 設置数：専用 1 台

【事例の説明】

札幌法務局西出張所に設置している A E D の日常点検等については、上部機関である札幌法務局が策定した「札幌法務局自動体外式除細動器（A E D）管理要領」（平成 24 年 11 月 7 日付け札会第 398 号札幌法務局長）において定められている「A E D 日常点検表」に、i）毎日点検（ステータスインジケータの緑色表示の確認）、ii）毎月点検（ステータスインジケータの点検、バッテリー残量ランプの確認）、iii）毎年点検（セルフテスト及び要修理ランプの点検）等の点検結果を記録することとされている。

今回、同出張所における「A E D 日常点検表」の記録状況を見ると、毎日点検の結果については適切に記録されていたが、毎月(年)点検の結果については、点検担当者の失念等により記録されていない状況がみられた。

- 調査対象機関名：北海道運輸局北見運輸支局（単独庁舎入居）

- A E D 設置数：専用 1 台

【事例の説明】

北海道運輸局では、当局の 26 年度実地調査の結果を受けて、平成 27 年 6 月に、「自動体外式除細動器（A E D）の設置、管理等に関する調査結果の対応について」を管内の運輸支局等下部機関に対し通知し、この中で『A E D の維持管理状況』に関して、「日常点検の励行、点検結果の適切な記録簿について」により、点検表を参考に示し、毎日及び毎月の点検を行うよう指示している。

今回、同局北見運輸支局及び釧路運輸支局における A E D の日常点検等の実施状況を見ると、両支局とも毎日点検については適切に点検結果が記録されていたが、毎月点検（バッテリー及びパッドの使用期限や外観の確認（損傷やひびの有無））については、釧路運輸支局においては適切に点検結果が記録されていたが、北見運輸支局においては、点検記録がなく、点検の実施状況を確認できない状況がみられた。

これは、釧路運輸支局では、北海道運輸局が示した毎月点検項目を含む点検表を使用しているのに対し、北見運輸支局では独自に作成した毎月点検項目を除いた点検表を使用していることが原因となっている。

事例表 4-(1)-ア- ④

- 合同庁舎に共用で設置している A E D の日常点検等については、同庁舎の警備業務を請け負っている事業者が実施しているが、管理官署が毎月（年）点検の実施について特段の指示を行っていないため、点検記録がなく、点検の実施状況を確認できないもの

（1 機関 1 事例）

○ 調査対象機関名：北海道財務局（札幌第 1 合同庁舎管理官署）

○ A E D 設置数：共用 2 台

**【事例の説明】**

北海道財務局、函館・旭川・釧路財務事務所及び小樽出張所は、いずれも合同庁舎の管理官署であり、合同庁舎に共用で設置している A E D の日常点検等については、職員が実施している函館財務事務所を除き、合同庁舎の警備業務の請負事業者が各管理官署が示す警備業務仕様書に基づき実施している。

今回、これらの機関における A E D の日常点検等の実施状況を見ると、点検表の様式は各機関が独自に定めており、北海道財務局を除く機関では、毎日点検及び毎月点検の結果を記録する点検表に、点検結果が適切に記録されていた。しかし、北海道財務局においては、毎日点検の記録については、警備日誌に点検結果を記録するよう工夫されているものの、毎月点検については、その必要性を認識していなかったこともあり、警備業務の請負業者に点検結果を記録するよう指示していなかったため、点検の実施状況が確認できない状況となっている。

## 【事例表】

### イ 職員に対する講習の実施状況に関する事例（4 機関 4 事例）

#### 事例表 4-(1)-イ- ①

- 当局は、合同庁舎の入居機関の職員を対象とした講習を実施するよう改善意見を通知したが、改善意見と異なる自機関の職員のみを対象とした講習を実施しているもの（1 機関 1 事例）

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調査対象機関名：札幌国税局（札幌第 2 合同庁舎管理官署）</li><li>○ A E D 設置数：共用 1 台</li></ul>
<p><b>【事例の説明】</b></p> <p>当局は、26 年度実地調査の結果、合同庁舎の管理官署である札幌国税局が同庁舎の入居機関の職員を対象とした講習を直近 3 年間実施していない状況を踏まえ、「共用の A E D を設置している合同庁舎の管理官署のうち、入居官署の職員を対象とした講習を定期的に行っていないところについて、できるだけ多くの入居官署の職員が講習を受講する機会を設けること。」と改善意見を通知しており、これを受けて、同局からは、「新事務年度（平成 27 年 7 月以降）の体制において、他入居官庁と合同で研修の実施について検討・調整していきたい。」との回答を得ていた。</p> <p>今回、札幌国税局の当該回答における措置状況をみると、同局が実施した講習は、同局の職員のみを対象とした講習となっており、当局の改善意見とは異なる措置が採られていた。この理由について、札幌国税局は、人事異動時に担当者間による事務引継が適切に行われなかったことを挙げている。</p>

#### 事例表 4-(1)-イ- ②

- 講習の対象者を合同庁舎入居官署の職員に限定せず、合同庁舎の付近住民にも周知しているもの（1 機関 1 事例）

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調査対象機関名：北海道財務局釧路財務事務所（釧路地方合同庁舎管理官署）</li><li>○ A E D 設置数：共用 1 台</li></ul>
<p><b>【事例の説明】</b></p> <p>北海道財務局釧路財務事務所は、合同庁舎の入居機関（6 機関）の職員を対象とした講習を平成 27 年度から 28 年度まで毎年度実施している。</p> <p>今回、各年度における講習の実施状況をみると、対象者は合同庁舎入居官署の職員に限定せず、合同庁舎の近隣にある保育園に対しても講習の実施について周知し、同園の職員（保育士）が参加しているなど、参加者の対象を広げ、地域に根ざした取組を行っている。</p>

事例表 4-(1)-イ- ③

- 職員の一部を地元消防機関が開催する講習に派遣し、派遣された職員が他の職員に対して、講習内容をフィードバックしているもの

(1 機関 1 事例)

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調査対象機関名：札幌国税局苫小牧税務署</li><li>○ AED 設置数：専用 1 台</li></ul>
<p><b>【事例の説明】</b></p> <p>苫小牧税務署は、i) 地元消防機関における講師派遣の要件（参加最低人数 20 名以上）が厳しいこと、ii) 執務中の外部研修となり参加職員が限定されることを理由として、自機関の職員に対する講習の実施について苦慮している。</p> <p>このため、同署では、これまで、地元消防機関が主催する講習に一部の職員を派遣し、派遣された職員が、受講した際の研修資料を使用して他の職員に対し講習内容をフィードバックする方法を採っている。</p>

事例表 4-(1)-イ- ④

- 同一地域に所在する下部機関が連携し、講習を実施することを奨励しているもの

(1 機関 1 事例)

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調査対象機関名：北海道労働局</li></ul>
<p><b>【事例の説明】</b></p> <p>北海道労働局は、当局の 26 年度実地調査の結果を踏まえ、管内の AED を設置している全ての下部機関（労働基準監督署及び公共職業安定所）を対象に AED の設置、管理等に関する調査を実施した。この結果、自官署の職員を対象とした講習の実施状況については、地方に所在する一部の官署において、職員数が少ないため、執務時間中に講習を受講させる機会を確保することが困難な状況にあることが分かった。</p> <p>このため、同局は、管内の下部機関に対して講習の実施に関し、地元消防機関との連携を図るとともに、同じ市町村に所在する下部機関同士が連携し業務に支障がない程度での講習を企画するよう依頼している。</p>

(2) 受動喫煙防止対策の推進

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条に基づき、学校、病院、官公庁施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>国際的には、平成 17 年 2 月に、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効（我が国は平成 16 年 3 月 9 日に署名）し、19 年 7 月の第 2 回締約国会議において採択された「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」において、専用の換気装置等を設置してもたばこの煙から保護できないことから、屋内の職場及び屋内の公共の場はすべて全面禁煙とすべきという方針が示されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、厚生労働省は、「受動喫煙防止対策について」（平成 22 年 2 月 25 日付け健発 0225 第 2 号厚生労働省健康局長通知）により、i) 少なくとも官公庁や医療施設は全面禁煙とすることが望ましいこと、ii) 全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図る必要があること、iii) 全面禁煙が極めて困難であり、当面の間、喫煙可能区域を設定している場合においても、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように措置を講ずる必要があることなどを定めている。</p> <p>また、厚生労働省が平成 28 年 8 月に作成・公表した「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」において、受動喫煙と肺がんや虚血性心疾患、脳卒中等との関連について、科学的証拠は因果関係を推定するのに十分であると判定されるなど、受動喫煙による健康への影響が次第に明らかになり、これまで以上に受動喫煙防止対策が求められている。</p> <p>さらに、厚生労働省は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に日本の受動喫煙防止対策をこれまでのオリンピック・パラリンピック開催国と同等の水準とするため、医療施設、小中学校や高校等については敷地内禁煙とし、官公庁施設や老人福祉施設等については建物内禁煙とする健康増進法改正に向けた調整を進めている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、当局が国の行政機関 60 機関における受動喫煙防止対策の実施状況について調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p><b>ア 敷地内禁煙又は建物内禁煙の実施状況</b></p> <p>調査対象 60 機関のうち、37 機関（合同庁舎管理官署 10 機関及び単独庁舎入居官署 27 機関。管理官署ではない合同庁舎等入居官署 23 機関を除く。）における</p>	<p>表 4-(2)-①</p> <p>表 4-(2)-②</p> <p>表 4-(2)-③</p> <p>表 4-(2)-④</p> <p>表 4-(2)-⑤</p> <p>表 4-(2)-⑥</p>

<p>敷地内禁煙又は建物内禁煙の実施状況(平成28年11月末現在)についてみると、いずれかの禁煙措置を実施しているものは3機関(8.1%。敷地内禁煙2機関及び建物内禁煙1機関)にとどまっております、実施していないものが34機関(91.9%)となっている。</p>	
<p>この3機関の実施状況は、以下のとおりである。</p>	
<p>① 以前は来庁者向けの喫煙ブースが設置されていたが、当局が平成24年度に実施した「国の行政機関の庁舎における安全性・利便性の確保等に関する実態調査」(以下「前回調査」という。)において適切な改善措置を講じるよう通知を受け、24年12月から敷地内禁煙が実施されているもの(札幌公共職業安定所)</p>	<p>事例4-(2)-①</p>
<p>② 以前は建物内禁煙とし、屋外の庁舎玄関横に灰皿が設置されていたが、当局が実施した前回調査において適切な改善措置を講じるよう通知を受け、平成24年12月から敷地内禁煙が実施されているもの(函館運輸支局)</p>	
<p>③ 健康増進法の施行に伴い、平成16年4月から建物内禁煙が実施されているもの(札幌運輸支局)</p>	<p>事例4-(2)-②</p>
<p>一方、次の理由から、34機関においては敷地内禁煙又は建物内禁煙が実施されておらず、今後も具体的に実施を予定しているものはみられなかった(複数回答)。</p>	
<p>① 職員の喫煙率が依然として高く、喫煙室の廃止に踏み切れないためとしているもの(13機関、38.2%)</p>	<p>表4-(2)-ア-①</p>
<p>② 上部機関からの指示や要請がないためとしているもの(9機関、26.5%)</p>	
<p>③ 建物内禁煙を実施した場合、屋外に適切な喫煙スペースを確保するのが困難なためとしているもの(7機関、20.6%)</p>	
<p>④ 敷地内禁煙を実施した場合、敷地外での喫煙が増加し、近隣への影響があるためとしているもの(6機関、17.6%)</p>	
<p>⑤ 空間分煙を行っており、特段の必要性を感じないためとしているもの(4機関、11.8%)</p>	
<p>また、調査対象60機関の中には、「喫煙室からたばこの臭いが漏れており、不快である。」、「庁舎の入口付近にたばこの吸い殻がたくさん落ちているので、全面禁煙にしてほしい。」等の苦情・要望が寄せられているところもある。</p>	<p>表4-(2)-ア-②</p>
<p>なお、i)平成27年5月に人事院が実施した調査では、調査対象とした全国の国の機関497官署のうち187官署(37.6%)において建物内禁煙が実施、ii)26年4月に総務省東北管区行政評価局が実施した調査では、宮城県に所在する国が管理する25庁舎のうち9庁舎(36.0%)において敷地内禁煙又は建物内禁煙が実施、iii)26年12月に総務省九州管区行政評価局等が実施した調査では、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する39庁舎のうち22庁舎(56.4%)において建物内禁煙が実施といった調査結果が公表されている。上記のとおり今回の調査結果では敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施しているものが37機関のうち3機関</p>	<p>表4-(2)-ア-③</p>

<p>(8.1%)にとどまっていることから、全国や他県の状況と比較すると、北海道内の国の行政機関における取組には遅れがみられる。</p> <p><b>イ 職員の禁煙を促すための取組</b></p> <p>上記アのとおり、敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施していない理由の一つとして、職員の喫煙率が高いことが挙げられている。</p> <p>一方、「職場における喫煙対策に関する指針について」(平成15年7月10日付け勤職-223 人事院事務総局勤務条件局長通知)により、各府省は職員の禁煙サポート対策を講じることが求められており、調査対象60機関の中には、「世界禁煙デー」や「国家公務員健康週間」に併せて「管内一斉禁煙週間」を実施し、期間中の禁煙について職員に協力を呼びかけているもの(1機関)や、禁煙外来を設けている医療機関を周知しているもの(4機関)、喫煙や受動喫煙の健康への影響について周知啓発しているもの(11機関)など、職員の自主的、積極的な禁煙を促している機関もあった。</p> <p><b>ウ 前回調査における指摘事項の改善状況</b></p> <p>前回調査においては、44機関の庁舎施設における受動喫煙防止対策の実施状況について調査した結果、4機関に対し、喫煙所等を廃止又は喫煙所等を受動喫煙のおそれのない場所に移動するなど適切な受動喫煙防止措置の実施について改善を求めている。</p> <p>今回、これら4機関における改善状況を確認した結果、全て改善されており、この中には、上記アのとおり、前回調査における当局の指摘を契機として敷地内禁煙の実施に踏み切った機関もあった。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係行政機関は、受動喫煙防止対策を推進する観点から、下部機関を含め、次の措置を講ずるよう努める必要がある。</p> <p>職員に対して、受動喫煙による健康影響等に関する正しい知識の普及により、職員の意識の醸成を図るとともに、屋内喫煙室を設置している機関について、健康増進法改正の動向を踏まえつつ、屋内喫煙室の廃止や近隣への影響にも配慮した屋外喫煙場所の設置の適否を検討すること。(北海道総合通信局、北海道管区行政評価局、札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局、札幌入国管理局、札幌高等検察庁、北海道財務局、函館税関、札幌国税局、北海道厚生局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、北海道地方環境事務所)</p>	<p>表4-(2)-イ-① 表4-(2)-イ-②</p> <p>事例4-(2)-①(再掲)</p>
---	---

表4-2-1 健康増進法（平成14年法律第103号）〈抜粋〉

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（注）下線は当局が付した。

表4-2-2 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（平成17年2月発効）〈抜粋〉

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

表4-2-3 たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン（平成19年7月採択）（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第8条の実施のためのガイドライン）〈抜粋〉

原則1

WHO枠組条約で言及するとおり、たばこ煙にさらされることから保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、特定の空間または環境から喫煙とたばこ煙を完全に排除しなければならない。たばこ煙にさらされることについては安全なレベルというものではなく、二次喫煙の煙の毒性についての閾値などの概念は、科学的証拠と矛盾するため受け入れられない。換気、空気濾過、喫煙指定区域の使用（専用の換気装置の有無にかかわらず）など、100%の無煙環境以外のアプローチには効果がないことが繰り返し示されている。また、技術工学的アプローチではたばこ煙にさらされることから保護できない、という科学的あるいはその他の決定的な証拠が存在する。

原則2

たばこ煙にさらされることから全ての人が保護されるべきである。屋内の職場および屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきである。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

表4- (2) -④ 「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知) <抜粋>

1～3 (略)
4 受動喫煙防止措置の具体的方法
(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策
全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。 <u>全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。</u>
また、 <u>少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。</u>
(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策
全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。
<u>全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(平成14年6月)等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。(以下略)</u>

(注) 下線は当局が付した。

表4- (2) -⑤ 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書 概要 (平成28年8月)

<抜粋>

第1章 (略)

第2章 たばこの健康影響

第1節～第5節 (略)

第6節 受動喫煙による健康影響

1. がん

たばこの喫煙者本人以外への影響(受動喫煙による健康影響)として、受動喫煙と成人のがんとの因果関係についてがん種(肺がん、乳がん、鼻腔・副鼻腔がん)ごとに評価を行った。その結果、受動喫煙と肺がんとの関連について、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である(レベル1)」と判定された。受動喫煙と乳がんおよび鼻腔・副鼻腔がんとの関連については、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。

2. 循環器疾患

たばこの喫煙者本人以外への影響(受動喫煙による健康影響)として、受動喫煙と成人の循環器疾患(虚血性心疾患および脳卒中)との因果関係について評価を行った。その結果、受動喫煙と虚血性心疾患および脳卒中との関連について、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である(レベル1)」と判定された。

3. 呼吸器への急性影響

たばこの喫煙者本人以外への影響(受動喫煙による健康影響)として、受動喫煙と呼吸器への急性影響との因果関係について評価を行った。その結果、受動喫煙の呼吸器への急性影響については、臭気・不快感、鼻の刺激感との関連について、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である(レベル1)」と判定された。受動喫煙と喘息患者・健常者の急性呼吸器症状(咳嗽、痰、喘鳴、胸部絞扼感、呼吸困難など)との関連については、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。喘息患者の受動喫煙と急性の呼吸機能低下との関連についても、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。

4. 慢性呼吸器疾患

たばこの喫煙者本人以外への影響(受動喫煙による健康影響)として、受動喫煙と成人の慢性呼吸器疾患との因果関係について評価を行った。その結果、慢性呼吸器症状、呼吸機能低下、喘息の発症・コントロール悪化、慢性閉塞性肺疾患(COPD)との関連について、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。

5. 母子への影響(妊婦・小児への受動喫煙)

たばこの喫煙者本人以外への影響(受動喫煙による健康影響)として、受動喫煙の母子への影響について評価を行った。その結果、妊婦の受動喫煙と子宮内胎児発育遅延、出生体重の減少(低出生体重児)との関連について、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。」また、小児の受動喫煙(胎児期の親の喫煙を含む)と呼吸器疾患、中耳疾患、乳幼児突然死症候群(SIDS)、およびう蝕との因果関係について評価を行った。その結果、小児の受動喫煙と喘息の既往との関連について、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である(レベル1)」と判定された。小児の受動喫煙と喘息の重症化との関連、親の喫煙と小児の喘息発症との関連については、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。受動喫煙と小児の肺機能低下との関連、親の喫煙と学童期の咳・痰・喘鳴・息切れとの関連についても、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。小児の受動喫煙と中耳疾患およびう蝕との関連について、「科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない(レベル2)」と判定された。SIDSに関しては、妊婦の能動喫煙、小児の受動喫煙いずれとの関連についても、「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である(レベル1)」と判定された。

(以下略)

(注) 1 厚生労働省のホームページによる。

2 下線は当局が付した。

**受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）**

未定稿

○ 受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の「努力義務」とされてから10年以上経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く（※）、「努力義務」としての取組みでは限界。  
 ※飲食店では約4割、職場では約3割を超える非喫煙者が、受動喫煙に遭遇。  
 ⇒ 国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権原者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づける。

**1. 喫煙禁止場所の範囲**

- (1) 主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設（医療施設、小中高校等）は敷地内禁煙
- (2) 大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設、バス、タクシー等は屋内・車内禁煙（喫煙専用室設置も不可）  
 ※体育館等の運動施設のうち、興行場法上の「興行場」にも該当するものは(3)に分類する。
- (3) 集会場、飲食店、事務所、鉄道等は屋内・車内禁煙としつつ喫煙専用室（省令で定める技術的基準に適合したもの）を設置可  
※ただし、飲食店のうち、小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）は、喫煙禁止場所としない（管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付け）。
- 以下の場所は、喫煙禁止場所としない。
  - ①個人の住宅、旅館・ホテルの客室、老人福祉施設の個室等
  - ②たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店）
  - ③たばこの研究開発の用に供する場所
  - ④演劇等の用に供する舞台の場所

**2. 施設等の管理について権原を有する者等の責務**

多数の者が利用する施設及び乗物の管理権原者等に対して、①喫煙禁止場所の位置等の掲示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備（灰皿等）の設置の禁止義務、③喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙の制止の努力義務 等の責務を課す。

**3. 施設等の利用者の責務**

施設等の利用者に対して、喫煙禁止場所における喫煙を禁止する。

**4. 義務違反者に対する罰則の適用等**

上記1～3の義務に違反した者に対し、都道府県知事等は勧告や命令等を行い、違反した場合には罰則（過料）を適用する。

**5. 施行期日等**

- (1) 施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(2019年9月の「グビ-ワ-ルド`カップ」に間に合うよう)
- (2) 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。
- (3) 施行後5年を目標に制度全般について検討を行う。

1

**施設類型ごとの取扱い（各国比較）**

未定稿

施設の類型	基本的な考え方の案	英国、米国 カナダ、ブラジル	ロシア	中国(北京)	フランス	ドイツ	韓国
小中高	敷地内禁煙		敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設							
大学、運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)					屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
官公庁							
劇場等のサービス業施設、事務所(職場)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)		屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内・車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
ホテル、旅館(客室を除く)							
飲食店	食堂、ラーメン店等						
	居酒屋等						
飲食店	バー、スナック等	屋内禁煙(喫煙専用室設置可) (●㎡超)	喫煙専用室がなくても喫煙可(注1) (●㎡以下)			喫煙専用室が無くても喫煙可(75㎡未満) [注2]	喫煙専用室が無くても喫煙可
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)					車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
鉄道、船舶	車内禁煙 (喫煙専用室設置可)					車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

【注1】小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店（食堂、ラーメン店等）は含まない。

また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

【注2】喫煙可であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。

2

(注) 厚生労働省のホームページによる。

事例 4 - (2) - ① 敷地内禁煙の取組事例

調査対象機関	調査結果
<p>札幌公共職業安定所 (単独庁舎入居)</p>	<p>札幌公共職業安定所は、平成 24 年 12 月から、敷地内禁煙を実施しており、その経緯は次のとおりである。</p> <p>① 以前は、庁舎玄関の横に、来庁者向けの喫煙ブースを設置していたが、当該喫煙ブース壁面の一部が天井まで覆われていなかったことから、周辺に煙が漏れていた。このため、当局の前回調査において、庁舎利用者に受動喫煙のおそれがあるとして、適切な改善措置を講じるよう通知された。</p> <p>② 同所は、当局の改善意見を受けて検討した結果、当該喫煙ブースを廃止することとした。また、屋外に他に喫煙場所を設置するスペースがないこともあり、敷地内禁煙を実施することとした。</p> <p>敷地内禁煙の実施に当たり、「喫煙ブースを撤廃し、施設内及び敷地内は全面禁煙となっている」旨の周知文を掲示することなどにより、来庁者に対して周知している。</p> <p>なお、同所では、実施前に想定していた来庁者からの苦情や、近隣住民からの苦情、吸い殻の投棄については特になくしている。</p>
<p>函館運輸支局 (単独庁舎入居)</p>	<p>函館運輸支局は、平成 24 年 12 月から、敷地内禁煙を実施しており、その経緯は次のとおりである。</p> <p>① 以前は建物内禁煙とし、屋外の庁舎玄関横の 2 か所に灰皿を設置していたが、当局の前回調査において、庁舎利用者に受動喫煙のおそれがあるとして、適切な改善措置を講じるよう通知された。</p> <p>② 同支局は、当局の改善意見を受けて検討した結果、庁舎玄関横の灰皿を撤去し、敷地内禁煙を実施することとした。</p> <p>敷地内禁煙の実施に当たり、来庁者に対しては、庁舎入口に禁煙の掲示をすることにより周知している。</p> <p>なお、同支局では、来庁者からの苦情等はなく、特に問題は生じていないとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

#### 事例 4 - (2) - ② 建物内禁煙の取組事例

調査対象機関	調査結果
札幌運輸支局 (単独庁舎入居)	<p>札幌運輸支局は、平成 15 年の健康増進法の施行に伴い、16 年 4 月から、建物内禁煙を実施している。</p> <p>建物内禁煙を開始した当初は、屋外の庁舎玄関横に灰皿を設置していたが、苦情が多く寄せられたことから、平成 18 年 7 月に、灰皿を撤去して、他の利用者の迷惑のかからない屋外での携帯灰皿を使用した喫煙を認めた。</p> <p>しかし、灰皿の撤去後も庁舎玄関横での喫煙がなくなり、吸い殻の投棄も多かったことから、平成 26 年に、入口ドアの横に立看板を 2 個設置し、庁舎入口付近の喫煙禁止を周知している。更に平成 28 年 8 月には、入口左右の壁に喫煙禁止の掲示を追加した結果、吸い殻の投棄は減少傾向にあるとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

#### 表 4 - (2) - ア - ① 敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施していない理由 (複数回答)

敷地内禁煙又は建物内禁煙を実施していないもの：34 機関	
○	職員の喫煙率が依然として高く、喫煙室の廃止に踏み切れないため・・・13 機関 (38.2%)
○	上部機関からの指示や要請がないため・・・・・・・・・・・・・9 機関 (26.5%)
○	建物内禁煙を実施した場合、屋外に適当な喫煙スペースを確保するのが困難なため ・・・7 機関 (20.6%)
○	敷地内禁煙を実施した場合、敷地外での喫煙が増加し、近隣への影響があるため ・・・6 機関 (17.6%)
○	空間分煙を行っており、特段の必要性を感じないため・・・・・・・・・・・・・4 機関 (11.8%)
○	その他の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 機関 ( 8.8%)

(注) 当局の調査結果による。

#### 表 4 - (2) - ア - ② 国の庁舎についての受動喫煙に関する主な苦情 (要旨) (平成 25 年 4 月～28 年 11 月)

○	庁舎入口に喫煙室があるが、換気扇で外に空気を排出するため、外もたばこの臭いがするし、室内にも有害な空気が充満して健康に悪いことが明らかであり、喫煙室を全廃してほしい。
○	喫煙室からたばこの臭いが漏れており、不快である。
○	庁舎の入口付近でたばこを吸っている人を何とかしてほしい。
○	庁舎の入口付近にたばこの吸い殻がたくさん落ちているので、全面禁煙にしてほしい。

(注) 当局の調査結果による。

表4- (2) -ア-③ 人事院等が実施した建物内禁煙の実施状況に係る調査結果

調査実施機関	調査名（調査実施時期）	総数	実施	未実施
人事院	職場における受動喫煙防止対策等実施状況調査（平成27年5月）	一般職国家公務員の勤務する庁舎の管理権がある497官署（100%）	187官署（37.6%）	310官署（62.3%）
東北管区行政評価局	国の庁舎における利用者の受動喫煙防止対策の推進に関する調査（平成26年4月～7月）	宮城県に所在する国が管理する25庁舎（100%）	9庁舎（36.0%） ※うち1施設は敷地内禁煙	16庁舎（64.0%）
九州管区行政評価局及び佐賀行政評価事務所	国の地方支分部局等における行政サービスの改善に関する行政評価・監視（平成26年12月～27年3月）	福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する39庁舎（100%）	22庁舎（56.4%）	17庁舎（43.6%）

（注）表中の調査結果に基づき、当局が作成した。

表4- (2) -イ-① 「職場における喫煙対策に関する指針について（通知）」（平成15年7月10日付け勤職-223 人事院事務総局勤務条件局長通知）

<p>別添 職場における喫煙対策に関する指針 （略）</p> <p>3 禁煙サポート対策</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>各省各庁の長は、①喫煙者に対して、喫煙が健康へ与える影響を再認識した上で喫煙の継続について自主的に判断できるよう必要な知識、情報等を提供するとともに、②禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対して、禁煙を支援するための具体的対策を講じることが適当である。</p> <p>(2) 具体的対策</p> <p>ア 喫煙と健康に関する研修、講習会等を開催する。</p> <p>イ 職場における健康診断、健康教育等の機会を捉え喫煙の影響についての情報提供を行う。</p> <p>ウ 健康診断の結果、禁煙の必要な者及び禁煙希望者に対して、医師、保健師、看護師等によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介、禁煙実践コースの設定等の禁煙指導を組織的かつ継続的に実施するとともに、禁煙支援者を養成するなどの支援に努める。</p>
---

表4-2-1-2 職員の禁煙をサポートする取組

- |  |
|--|
| ○ 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」並びに「国家公務員健康週間」に併せて「管内一斉禁煙週間」を設定し、期間中の禁煙を呼びかけ・・・・・・・・・・函館税関 |
| ○ 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に併せて「禁煙タイム」を設定し、期間中の一定時間について喫煙室の利用を制限・・・・・・・・・・北海道農政事務所    |
| ○ 禁煙外来を設けている医療機関の周知・・・・・・・・・・根釧西部森林管理署等4機関                                   |
| ○ 禁煙治療の内容等について周知・・・・・・・・・・北海道開発局等13機関  |
| ○ 喫煙や受動喫煙の健康への影響について周知・・・・・・・・・・札幌国税局等11機関                                   |
| ○ 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の周知・・・・・・・・・・札幌法務局等31機関                                    |

(注) 当局の調査結果による。